

財政再建等調査特別委員会
調査結果最終報告書

平成20年9月26日

茨城県議会

平成20年9月26日

茨城県議会議長 桜井 富夫 殿

財政再建等調査特別委員会
委員長 石川 多聞

財政再建等調査特別委員会調査結果最終報告書

平成19年第1回定例会において、本委員会に付託された「行財政改革の徹底を図り、財政再建を進めるための諸方策の調査」について、調査経過及び結果を次のとおり報告する。

目次

最終報告にあたって	1
I 中間報告後の調査経過	
1 中間報告が示した調査の方向	2
2 調査経過	2
II 調査方針等	
1 調査方針の一部変更	2
2 調査項目の追加	3
III 本県財政の現状（将来負担比率）	4
IV 中間報告を踏まえた行財政改革の取り組み	4
V 本県財政再建のための諸方策	
1 行政組織等改革のための諸方策	5
2 歳出削減のための諸方策	9
3 歳入確保のための諸方策	14
4 その他財政再建のための諸方策	17
VI 改革効果額と今後のチェックの枠組み	18
VII おわりに	20
関連資料	22
資料1 調査にあたった委員	
資料2 調査活動経過	
資料3 今後の調査のポイント（抜粋）	
資料4 将来負担比率	
資料5 委員会期間中における行財政改革の取り組み（現改革案）	
資料6 意見書	
資料7 その他委員会から出た意見	
資料8 中間報告書	

最終報告にあたって

本委員会は、平成19年第1回定例会において、「行財政改革の徹底を図り、財政再建を進めるための諸方策」を調査するために設置され、平成19年5月11日に第1回目の委員会を開催して以来、21回にわたる審議を進めてきた。

委員会はまず全部局から現状課題を聴取し調査項目を整理した上で、岡山県、大阪府、京都府などの事例調査の結果も踏まえつつ、財政再建のための諸方策について審議を進めた。

平成19年第4回定例会においては、平成20年度予算編成が本格化しつつある状況を踏まえ、当面の改革方策を中間報告として提言するとともに、その後の調査の方向についても示した。

また、平成20年1月以降は中間報告の提言内容の明確化を執行部に促しつつ、調査項目を一部追加し、さらに踏み込んだ調査を実施してきた。

中間報告の明確化として取り組んだ懸命の行財政改革により、一定の具体的改革効果を得たことについては、執行部の労苦を多とするものであるが、それでもなお本県財政は危機的な状況を脱し切れておらず、その厳しさを改めて痛感する。

最終報告に記載した財政再建の諸方策は、この財政危機から脱するための第一歩にすぎない。行財政改革に終わりはなく執行部には健全で持続可能な財政構造確立のため、より一層の改革努力を求めるものである。

なお最終報告書は中間報告書との重複表記を必要最小限とする意味で、中間報告後の調査内容及び結論を中心に記載した。本委員会の調査内容全般を把握するには、まず中間報告書（資料8）を一読した後で、この最終報告書をご覧くださいよう付言する。

I 中間報告後の調査経過

1 中間報告が示した調査の方向

中間報告では、平成20年度予算編成の事務作業を睨みつつ、当面の改革の方策を提言するとともに、最終報告に向けては下記について調査していく旨言及した。

- 中間報告書の提言内容の明確化を図り、改革効果額についても極力算出する。
(中間報告の明確化)
- 知事部局本庁組織など更なる組織の見直しなどについて調査する。(更なる組織等の見直し)
- 改革の進捗状況がチェックできる枠組みを検討する。(改革の進捗状況チェックの枠組み)

本最終報告書は、この3点についての調査経過及び最終調査結果を記述していく。

2 調査経過

(1) 中間報告の明確化

出先機関改革、人件費の抑制、県等保有土地の処分促進など中間報告で提言した「本県財政の再建のための諸方策」の各項目ごとに改革内容の具体化を促し、極力改革の効果額を算出した。

(2) 更なる組織等の見直し

中間報告までの調査が、行政組織面とりわけ出先機関改革に重きをおいてきたことから、知事部局、教育庁、警察本部にわたり、中間報告以前では検討しなかった組織見直しや事業見直しについて調査した。

調査にあたっては、ポイントを洗い出すため委員のみの作業部会（協議会）を編成し、知事部局部会、教育庁部会、警察本部部会、議会改革部会の4部会において、「今後の調査ポイント」を抽出決定（資料3）し、これに沿って調査を進めた。

(3) 改革の進捗状況チェックの枠組み

本委員会が中間報告後に求めた改革効果額の算出状況と現在県がおかれている厳しい財政状況を勘案し、当面の財政再建のために実現しなければならない目標を提言し、目標に向けた進捗状況を定期的に県議会に報告するよう求めた。

II 調査方針等

1 調査方針（中間報告書2頁に記載）の一部変更

調査項目を追加したことから当初平成20年第2回定例会で予定していた最終報告を第3回定例会に送ることとし、調査期間を3カ月延長した。

2 調査項目（中間報告書7頁に記載）の追加

「更なる行政組織等の見直し」や執行部が自ら改革に取り組んだ項目を追加したため、最終的に下記の項目について調査を進めた。（下線を引いた項目を事後に追加した。）

○組織面等

◇知事部局

- ・本庁と出先の役割分担の見直し，市町村への権限移譲の推進
- ・県の重要な政策課題等に柔軟かつ的確に対応する体制
- ・地方総合事務所の役割再検討
- ・県税事務所，保健所，土木事務所の配置検討
- ・地域農業改良普及センター，土地改良事務所等農業振興体制の再検討
- ・審議会・懇談会等付属機関の見直し
- ・試験研究機関の見直し

◇教育庁

- ・教育事務所等市町村指導体制の見直し
- ・公立小・中学校の適正規模
- ・県立高等学校の再編整備
- ・県立青少年教育施設のあり方
- ・教員の業務の軽量化

◇警察本部

- ・組織運営の効率化
- ・事務事業の見直し
- ・警察施設の再編整備
- ・県民理解の醸成

○歳出面

- ・人件費の抑制
- ・人口規模等からみた本県職員数の適正規模
- ・公共事業の縮減重点化
- ・事務事業の見直し

（県単補助金の縮減，委託料の見直し，大規模建設事業・イベントの見直し，

I T 関連経費の縮減，総務事務集約化等による組織の簡素・効率化など）

- ・公債費負担の抑制（新規発行抑制・県債残高の圧縮）
- ・出資団体等への財政支援の見直し
- ・特別会計・企業会計の見直し

○歳入面

- ・県税徴収率の向上

- ・ 県有未利用地の処分促進
- ・ 使用料・手数料等受益者負担の適正化
- ・ 各種基金の整理統合と活用
- ・ 収入未済額の縮減

○その他

- ・ 政策評価等事業評価制度のさらなる充実
- ・ 地方税財政制度の見直し
- ・ 企業誘致の促進

※地方税財政制度等の国の所管事項については、必要に応じ国に提言した。

Ⅲ 本県財政の現状（将来負担比率）

本県財政の概況については、本格審議に入る前に概括的に調査し、その結果について中間報告書4頁に記述した。これらに加え、本章では、委員会が審議の過程で明らかにするよう特に求めた「将来負担比率の現状」について記述する。

執行部では、全国で初めて20年6月の第17回委員会で将来負担比率（試算値）の概況を公表し、最終的な精査の結果資料4のとおりであることがわかった。

本県の将来負担比率は早期健全化基準400%に対し289.9%となっており、早期健全化基準に到達するまでには至っていないことが判明した。

しかしながら、「将来負担すべき実質的負債」（約1兆5,000億円）の算定基礎である「将来負担額」（2兆4,600億円）の内訳をみると、一般会計の県債残高が約1兆7,700億円でその大半を占めるとともに、主に土地を保有し事業を行う土地区画整理事業、工業団地造成事業、住宅用地造成事業に係る公営企業会計、住宅供給公社、開発公社等出資法人の負担見込額が約2,300億円となっており、保有土地で年間70億円を超える金利負担を強いられていることなどからしても、持続可能な財政運営及び将来の世代に過大な負担をさせないためには、県債残高の圧縮、県等保有土地の早期処分等が必要であることを改めて示すものと考えられる。

また、出資法人については、会計基準の改正により平成20年度決算から棚卸資産（販売用土地等）に低価法が適用される法人があるなど、経営状況が大きく悪化することが予想されることなどから、常にこの比率を注視しながら財政運営を行うとともに、土地の含み損などによる比率の上昇に耐えられるよう、今のうちから対策を立てるべきである。

Ⅳ 中間報告を踏まえた行財政改革の取り組み

本委員会の中間報告を踏まえ、執行部は提言内容の具体化作業を実施した。資料編（資料5）にその概要を記載した。なお、本報告書内での記述では、この表に記載された取り組みを「現改革案」とよぶこととする。

中間報告では、特に調査項目ごとに改革効果額を算出することを求め一定の成果を見たが、今後さらに具体的な目標値及び実施期限を設定し、進捗状況を評価でき

る形で財政再建に取り組むことを求める。

V 本県財政の再建のための諸方策

前章で記述した現改革案（資料5）は中間報告の提言を相当程度具体化している一方で、今後の方向性の提示に留まっている部分も見受けられる。

また、本委員会は今回執行部が提示した現改革案に追加して取り組むべき視点も多々あると考える。

これらを踏まえ、以下に本委員会としての最終的な「本県財政再建のための諸方策」を提言する。この提言については、極力早期に実現されることを強く求めるものである。

1 行政組織等改革のための諸方策

(1) 知事部局

① 本庁と出先の役割分担の見直し、市町村への権限移譲

市町村合併を踏まえ市町村への権限移譲を一層進める一方で、IT環境の進展、道路交通網の整備などから集約化するほうが効率的な業務や専門性の高い業務は本庁に集約化し、更なる出先機関の効率化について不断に取り組むべきである。

まちづくり特例市制度については極力要件を設けず、市町村に対する支援を十分に行いつつ積極的に進めるべきである。

② 重要な政策課題に柔軟かつ的確に対応する体制

- ・ 部局横断的な課題の中で長期的な対応が必要なものについては、一時的な推進本部やプロジェクトチームでなく正式な組織を編成し、課題解決することも検討するべきである。
- ・ 庁内に多数ある推進本部が県政の重要課題に的確に対応できるよう、必要に応じ推進本部間の連携を十分にとったうえで、庁内の意思決定を図るべきである。
- ・ 県政の諸課題に適切に対応するよう課長級以上職員の在課年数は現行（平均2年程度）よりも延ばすべきである。
- ・ 年齢が上がるにつれ本庁勤務希望者が減っている現状を踏まえ、若いうちから仕事の達成感を感じさせるなどして、意欲的に仕事に取り組む人材を育てる人事管理を行うべきである。
- ・ 優秀な人材を確保するため、民間企業の採用のスケジュールを常に視野に入れた本県職員採用の取り組みを強化するべきである。

③ 地方総合事務所の見直し

- ・ 当面は、本庁への業務集約や、市町村への権限移譲を進め、業務を縮小かつ組織を大括り再編する現改革案の実現に全力で取り組むべきである。
- ・ 将来的には、新茨城県総合計画の広域連携圏を基本とし、北部地域と南部地域に区分し、南部地域の事務所体制のあり方についても検討するべきである。
- ・ 現改革案の実施にあたっては、市町村との連絡調整や市町村の意向把握等の従来

地方総合事務所が果たしてきた機能を確保するとともに、地域支援担当理事を置き、そのスタッフについても充実させるべきである。

④県税事務所の見直し

- ・徴収業務や自動車税の賦課業務等の本所への集約化，徴収体制の強化等を内容とする現改革案の実現に全力で取り組むべきである。
- ・市町村等との一層の業務連携を図り，組織を効率化していくべきである。

⑤保健所の見直し

- ・県民サービスに直接影響のない所内総務事務等を一部の保健所に集約する内容の現改革案の実現に全力で取り組むべきである。
- ・健康危機管理や難病対策，育児支援など今日的課題については強化しながら，再編を進めるべきである。特に新型インフルエンザ等の感染症対策については，県民が安心できる体制を整え，県民に周知していくべきである。

⑥農林関係出先機関の見直し

- ・試験研究機関などとの連携体制を確保しつつ，総合事務所農林部門，農業改良普及センター，土地改良事務所が一体となって地域農業振興を目指す現改革案の実現に全力で取り組むべきである。

⑦土木事務所等の見直し

- ・社会基盤の整備状況，市町村合併などを踏まえ，総務，検査，管理部門などを集約化し，効率的な組織体制に再編する内容の現改革案の実現に全力で取り組むべきである。
- ・再編にあたっては，県民ニーズを踏まえた現場機能の維持を図り，災害など緊急時対応に遺漏のない組織体制とするべきである。
- ・特設事務所は，その役割の変化に即応し，適切に見直すべきである。

⑧審議会・懇談会等付属機関の見直し

- ・当面，現改革案の実現に全力で取り組むべきである。
- ・当初の設置目的が達成済みのものや類似目的のもの，形骸化しているものなどについては，今後も極力廃止・休止・統合などの見直しを行うべきである。
- ・新たに設置されるものも含めて，すべての審議会，懇談会等に終期を設定するべきである。
- ・廃止・休止・統合ができないものについては最小限の委員数で行うなど，不断の運用改善を図るべきである。

⑨試験研究機関の見直し

- ・研究課題の設定にあたっては，産業界や県民のニーズを的確に把握し，成果を速やかに情報提供する体制を強化するべきである。

- ・真に県民の利益につながる研究を重点的に行うため、総合調整機能の整備により、全県的な立場から適切な研究課題選定、効率的な予算配分、事業の進行管理、評価などを行うべきである。
- ・研究開発予算の効果的・効率的な執行を図るため、国等の競争的資金の獲得に努めるとともに、県民ニーズ、政策課題を踏まえた研究開発の重点化、分野横断的な連携を促進する仕組みを検討すべきである。
- ・生産技術は農業系機関、加工技術は工業系機関が主に所管しているが、その連携が十分でない。県が本腰を入れて魅力ある加工品をつくっていかうという姿勢が県民に見えるようさらに連携を強化すべきである。
- ・一定期間研究して成果が上がらないものは、適切な評価を行ったうえで、研究中止にするとといった期限付き成果主義の導入を検討すべきである。
- ・県が保有する知的財産権については、実施料収入や更新手数料の負担を充分勘案して、適切に管理すべきである。
- ・国、北関東の栃木県・群馬県、民間の研究機関との共同研究や受託研究、研究委託など十分な連携を進め、少ないコストで大きな研究成果を得るべきである。
- ・独立行政法人化後、地域貢献に積極的になっている大学とも十分に連携して効果的研究を進めるべきである。
- ・地方独立行政法人化について、国や他県の状況などを踏まえ本県におけるメリットデメリットなどを分析し、導入の可否について検討すべきである。

⑩その他出先機関改革関連

- ・県外事務所についても集約した場合の効果を検証するなど、効率化を検討すべきである。
- ・現改革案の実現に向けては、分掌事務や事務所の位置などについて、県民、市町村が混乱しないよう十分な広報を行うべきである。
- ・改革により生じる庁舎の空きスペースについては、早急に活用策を検討すべきである。

(2)教育庁

①教育委員会等の組織体制の見直し

- ・市町村合併により市町村教育委員会が強化されていくことを踏まえ、教育事務所を縮小していく現改革案の実現に全力で取り組むべきである。
- ・教育研修センターの研修内容を見直し教員の研修負担を軽減するとともに、研修センターの指導主事等を削減すべきである。
- ・改革により削減された指導主事については、教育現場の充実のため経験者を極力学校現場に戻すべきである。
- ・市町村教育委員会が学校に対して適切な指導が行えるよう、指導主事の派遣に係る基準を作成すべきである。

②公立小・中学校の適正規模

- ・全国平均と比べて小規模校の割合が高くなっているため、現改革案に基づき市町村に対して小・中学校統合を働きかけていくべきである。
- ・教員の大量退職時期（平成28及び29年度）を小・中学校統合の目標時期とせず、できる限り早く進めるべきである。
- ・県が示した適正規模の基準により一律に進めるのではなく、統合対象の中でさらにグループ分けをするなどして、段階的に統合を進めるべきである。
- ・学校は地域文化の担い手、活力の源である。市町村においては地域住民の意見を真摯に受け止めながら統合を進めるべきである。特に過疎地域においては、限界集落を存続するような視点も踏まえ、特段の配慮が必要である。
- ・スクールバスなど市町村の新たな財政支出については、国に対し財源措置の拡充を求めるとともに、市町村の立場に立って支援方策を検討するべきである。
- ・耐震化計画との整合性や学力向上の視点も十分に検討した上で統合のあり方を検討するべきである。

③県立高等学校の再編整備

- ・中学校卒業生数が減少していることから現改革案のとおり現在の再編実施計画の着実な推進、第2次再編整備基本計画の策定に取り組み、学級数及び教員数の見直しを行うべきである。
- ・第2次再編整備基本計画策定にあたっては、生徒1人当たりの経費など費用対効果を踏まえ、再編対象となる学校を適切に選び出すべきである。
- ・高等学校は通学区域の撤廃によりどの学校も受験できるので、小・中学校よりも大胆に再編するべきである。
- ・再編の基礎となる将来の定員見込みは、本県における公立と私立それぞれの高校教育の方向性をよく検討した上でたてるべきである。
- ・高校は学力やスポーツなど特色を出して運営するべきものである。再編により学力差も広く多様な生徒が入ってくる状況下で、どのように学校の特色を出していくかをあらかじめ検討するべきである。

④小・中学校統合、高等学校再編双方にまたがる提言

- ・新しい教育を、そして魅力ある学校をどう作っていくか十分に検討した上で、現在の教育上の諸問題を併せて解決していくことを念頭に置きながら、小・中学校統合及び高等学校再編を検討していくべきである。
- ・小・中学校統合及び高等学校再編と同時に、公立の中高一貫教育をどう進めていくかも整理するべきである。
- ・小・中学校統合及び高等学校再編によって削減が見込める教員数については、国の言いなりではなく地方主導で学校運営に必要な配置ができるよう国に対して求めていくべきである。

⑤県立青少年教育施設

- ・少子化傾向を踏まえて必要定員を精査し、利用者1人あたりの経費などを参考に

施設廃止など計画的に余剰定員の解消を図っていくべきである。

教員の業務の軽量化

- ・家庭や児童生徒の変化による生徒指導や安全確保などの業務増による勤務の長時間化により、授業や生徒指導など教員の本来業務に心身の余裕をもって臨めない状況が見受けられることから、現改革案の方向で教員の業務の軽量化を進めるべきである。
- ・一方で、生徒に直接向き合う時間については、より一層の充実を図るべきである。
- ・今日のような業務過重の状態を再び招かないよう、事務事業のスクラップアンドビルドを徹底して行うべきである。

その他教育庁関連

- ・本県教員の年齢構成には偏りがあるため、退職手当支出が平準化できるよう適切な対策を講じるべきである。

(3)警察本部

- ・現改革案の方向で、組織運営の効率化、事務事業の見直し、警察施設の再編整備、県民理解の醸成などについて更なる改革を求める。
- ・予算措置など県単独で所管している事務について、知事部局との円滑な意思疎通を図るため、知事部局から警察本部への職員派遣を検討するべきである。
- ・警察の足腰の強さはいかに地域社会に溶け込み、地域住民に受け入れられているかにかかっている。交番化の流れは理解できるが駐在所の役割は大きいため、当面、駐在所の防犯力強化は常に念頭において警察行政を行うべきである。
- ・110番通報で生活相談や苦情処理などを受けている現状がある。本来の警察活動が円滑に出来るよう警察行政に対する県民理解の醸成を一層図るべきである。

(4)議会

議会自身の歳出削減として、老朽化が進み、また、交通網の発達や県庁舎の移転により、利用者が年々減少している議員公舎を廃止すべきである。

なお、廃止後は、県において有効活用等を検討すべきである。

2 歳出削減のための諸方策

(1)人件費の抑制

- ・職員数については、適正化の客観的指標を定めて組織の簡素効率化を図っていくべきであるが、知事部局等においては、今後数年300人以上の職員が退職する期間が続く中、この機を逃しては大幅な職員減はできないことから、あらゆる努力をして職員数を減らし財政再建につなげるべきである。
- ・現定員適正化計画策定後に、住宅供給公社等の破綻問題など財政状況を逼迫させる要因が生じていることから、現計画期間中に計画人数を超える定員削減を実施するべきである。また、警察の一般事務職員、教職員についても本県財政の窮状

を重く受け止め、知事部局職員と同じ方向で削減を検討していくべきである。

- ・役所的積み上げでなく民間の感覚を取り入れて、もっと切り込んだ改革を行うべきである。特に行財政改革推進懇談会では、民間有識者から忌憚のない提言をしてもらうべきである。
- ・平成19年4月からの全職員対象の給与カット措置により、職員の士気低下が懸念されている。国や民間の動向に留意しつつ、給与制度を適正に見直していくべきではあるが、基本的に人件費削減は給与カットではなく、組織効率化による定数削減で行うべきである。また、給与カットが恒常的な措置にならないよう、全職員一丸となって徹底した歳出削減、歳入確保に努めるべきである。
- ・業務の成果に基づく評価方法を採用入れるなど、職員のやる気を引き出す人事評価制度の導入を図るべきである。
- ・平成27年度まで特例的に認められている退職手当債を活用し、財政の硬直化を回避するべきである。また、退職手当支出額の平準化のため早期勸奨退職制度を積極活用するべきである。

(2) 公共事業の縮減重点化

公共投資は国の景気対策に連動して大幅な追加を行っていた以前の水準にまで縮減しているが、他県では本県以上に縮減している例もあることから、地域経済や雇用に与える影響に配慮しつつ引き続き抑制するべきである。

(3) 事務事業の見直し

県単補助金の縮減

ア 徴収率による県単補助金削減

- ・市町村が賦課徴収している個人県民税の徴収率が全国最下位レベルであることを重く受け止め、個人県民税徴収率が相当程度低い市町村に対する県単補助金を削減するなど、市町村の徴税努力を促す施策を講じるべきである。
- ・上記施策の実施にあたっては、まずは、市町村の徴税努力を十分に促した上で、市町村の財政状況、一般住民の生活に影響がでないよう留意するべきである。

イ 大型補助金の抑制

歳出に占める割合が大きい大型補助金について、補助要件等の他県との比較や補助金支出額の平準化などにより、支出額の抑制を図るべきである。

ウ 零細補助金の縮減

少額な市町村向け補助金や、団体向け補助金で団体の予算規模に占める県補助金の割合が小さいもの、団体の繰越額が県補助額を大きく上回っているものなどについては今後とも見直していくべきである。

委託料の見直し等

- ・庁舎清掃、警備業務など同種の事業については委託仕様書を統一し、また、極力随意契約から競争入札への切り替えを検討するなどして経費削減を図るべきである。

- ・外部委託等の民間活力導入については、県の基本方針に沿って具体的な経費削減の取り組みを一層進めるべきである。
- ・指定管理者制度については、施設の更新時期にあたって、原則公募など現改革案の方向に沿って適切な運用を図るとともに、未導入の県有施設についてはより一層の導入を検討するべきである。
 一方で、更新に伴い指定管理者に変更があった場合の対応策も検討していくべきである。

③大規模建設事業・イベントの見直し

第4次行財政改革大綱で掲げられた方針を当面堅持するべきである。ただし、大規模イベントについては、県民が夢や希望を持てる施策として有効な面もあるため、経費を節減しつつ、適切に誘致することも検討するべきである。

また、県立友部病院については、県の精神医療の中核を担う役割の重要性や施設の老朽化、経営の合理化などを考慮し建て替えるべきである。

④IT関連経費の縮減

- ・部局によって個別に整備されてきた各種情報システムの非効率を是正するため、業務プロセスの見直しを含めた情報システムのあり方の見直し（「業務システムの全体最適化」）を進めるべきである。
- ・個別情報システムに共通する機能を一元化するための共通基盤システムの整備、汎用機からサーバへの移行などを進め、更なる業務の効率化により職員数や経費の削減を図るべきである。

⑤総務事務の集約化

- ・給与、旅費、福利厚生などIT活用で一元化できる業務は、上記共通基盤システムの整備に併せて集約化し職員数の削減を図るべきである。

⑥その他

- ・県有施設の維持管理については、予算編成の中に維持補修、減価償却の観点を入れていくことを検討するべきである。
- ・入札業務についても集約化の検討を行うべきである。

(4)公債費負担の抑制

- ・22年度のプライマリーバランス黒字化の早期実現に向け、県債の新規発行を極力抑えるべきである。
- ・公的資金補償金免除繰上償還制度は効果が大きい。民間では繰上償還する際に補償金を求められるなどありえない話であり、制度拡充を堂々と要求していくべきである。
- ・20年以上の超長期債の発行により将来の金利上昇リスクを軽減するとともに、調達手法の多様化により金利負担の抑制を図るべきである。

(5) 資金調達全般

- ・ 財政運営上、金融機関との資金調達に係る交渉は今後ますます重要となっていく。地元金融機関に対しては、県とともに発展してきた経過を踏まえ、金利負担の軽減等を強く求めていくべきである。
- ・ リスク無しがあり得ない金融の世界で、地方公共団体への貸し出しはほぼ安全確実である。低金利選向など管理方針を明確にして、金融機関間の競争を一層促し、資金調達の透明化を図るべきである。
- ・ 資金運用委員会において、全庁的資金需要をきめ細かく把握しながら、資金調達コストを一層削減するべきである。

(6) 出資団体の見直し

① 全般的対策

- ・ 改革工程表の目標達成に向け、価格の見直しを含むあらゆる手段を講じて保有土地の早期処分等に全力で取り組むべきである。精査団体は半年ごと、その他は1年ごとに工程表の取組状況を公表するなど進行管理を徹底するべきである。
- ・ 低価法の導入・公益法人制度改革等に伴い発生が予想される損失については、先送りすることなく適切に処理するべきである。
- ・ 損失補償等限度額については毎年度できる限り切り下げるとともに、今後の損失補償等については、総枠的な設定は行わず、補償額・割合等を個別事業ごとに精査し、真に必要なものに限定するべきである。
- ・ 開発公社、住宅供給公社等の経営改革にあたっては、資産査定等専門家により資産の適正評価を行うとともに、国の「第三セクター等の改革について」の通知に基づき設置する「経営検討委員会（仮称）」の意見を踏まえ取り組んでいくべきである。また、今後の改革にあたっては、県民理解を得ることが極めて重要であるため、まずは、例えば役員の給与返上や本社ビルの売却を検討するなど、遮二無二改革に取り組む姿勢を見せるべきである。

② 出資団体数の削減

- ・ 県の行政に直接関係のない業務を行う団体については、必要性を改めて検討し、また、公益法人制度改革の施行や指定管理者制度の浸透による新規参入者の増加なども踏まえ、経営等において財政基盤が脆弱な団体、また事業基盤が確立されていない団体など存在意義や役割が希薄となっており見直しが必要な団体については、大括りに統廃合を行うなど積極的に再編統合等を行い、出資団体の数を削減していくべきである。

③ 団体ごとの対策

ア 鹿島都市開発

事業の過半を占めるホテル部門の強化に努めるべきである。また、経営改善計画に基づき、引き続き徹底した経営管理を行うべきである。

イ 茨城県開発公社

- ・ 21年度からの低価法導入により、22年度にも債務超過になることが予想される。県は事実上、本団体を長年指導・監督してきた経過を重く受け止め、団体の最大限の自助努力を前提に、当面の債務超過の回避策を含む総合的な支援策を早急に検討するべきである。
- ・ 上記支援策とともに、けじめとして団体及び県の責任問題について整理するべきである。
- ・ 福祉施設部門などで民間ができることは民間に任せるべきである。
- ・ 事業の全般について、不採算事業からの経営撤退も含めた抜本的な経営方針の見直しを行い、現改革案の早期具体化に全力で取り組むべきである。

ウ 茨城県住宅供給公社

- ・ 改革工程表に基づき、民間事業者との共同事業、インターネット公売など多様な販売方策により顧客開拓、販売促進を図り、保有土地処分の目標達成に向け全力で取り組むべきである。
- ・ 低価法導入や地価下落等により生じる追加損失については、議会と十分な調整を図った上で、先送りすることなく適切に処理するべきである。
- ・ 造成費を削減するために、道路、埋設管などを民間が行う方策も検討するべきである。

エ 茨城県土地開発公社

- ・ 県の経営支援などにより、27年度までに債務超過の解消を図るべきである。
- ・ 長期保有土地の約9割を占めるひたちなか地区について、できるだけ有利な条件で売却し、これ以上の債務超過を発生させないよう努めるべきである。

オ 茨城県社会福祉事業団

- ・ 中期経営計画に基づく経営効率化に努め、経費の節減を図るべきである。
- ・ 民間にできることは極力民間に任せ、特に、あすなろの郷については、民間施設との連携を密にして、民間施設では処遇困難な重度の方を中心に入所してもらい、施設をコンパクトにしていくべきである。

カ 茨城県教育財団

- ・ 嘱託職員ないし臨時職員を活用し、県派遣職員は一定人数を残して県に引き揚げ、経費を削減するべきである。
- ・ 現在の数値目標を踏まえ、さらに、スリム化する計画を立てるべきである。
- ・ 指定管理料の積算を適切に行うべきである。
- ・ 生涯学習施設管理、埋蔵文化財事業の効率化を図るべきである。
- ・ 県においては、生涯学習センターの指定管理について、県北生涯学習センターの実績を検証し、更に民間事業者の活用を検討するべきである。
- ・ 継続事業が多いので、教育庁と連携を密にして事業を見直すべきである。

(7) 特別会計・企業会計の見直し

- ・事業効率化や経費の徹底した見直しにより、一般会計からの繰入金をさらに抑制するべきである。
- ・内部留保が多い会計については、借入金の繰上償還や一般会計への繰出しを実施し、一般会計の財政危機回避に寄与するべきである。
- ・所期の目的が薄れたものや、一般会計での取扱いが可能な会計については、廃止又は休止を検討するべきである。
- ・市町村振興資金については、県財政の逼迫を踏まえ、市町村の理解を得つつ、不交付団体への貸付金の繰上償還や新規貸付の抑制を図るべきである。

3 歳入確保のための諸方策

(1) 県税徴収率の向上

- ・自主財源の確保、また税の公平性の観点から、全国41位に留まっている県税徴収率を早急に向上させるべきである。
- ・処分前提での厳しい態度での滞納整理や、自動車税徴収対策としてのタイヤロック、搜索等による財産調査、徴収強化対策室での大口滞納事案処理の拡充など、徹底した取り組みを行うべきである。
- ・電子納税やコンビニ納税の普及を図るべきである。
- ・市町村への職員派遣の充実による市町村の滞納整理体制の整備や特別徴収義務のある事業所に対する特別徴収の要請、個人県民税徴収率による市町村向け県単補助金削減などにより、全国43位と極めて低水準にある個人県民税徴収率を全力で向上させるべきである。
- ・個人県民税の徴収率が下位にある市町村に対する一層の意識改革が必要である。

(2) 県等保有土地の処分促進

① 全般的対策

- ・不確定な将来負担及び金利負担の抑制のため、早急に売り抜くべきである。土地の利用価値、取引の実勢、将来の金利負担等を総合的に勘案し、弾力的な価格設定、処分方法について具体的対策を講じるべきである。
- ・保有土地を特性により分類し、土地1つ1つについて処分戦略に結論を出す時期である。
- ・大量の保有土地が県財政を苦しめている状況を真摯に受けとめ、今後の土地保有については、全庁的な相互牽制を働かせて多面的角度から購入の是非を検討できるよう新たな場やルール作りを行うべきである。
- ・いわゆる「損切り」は土地の市場価格等諸情勢を踏まえ機敏に行う必要がある。「損切り」や処分方法などの内規づくりについては、全庁的視野や不動産鑑定士などの専門家の意見なども踏まえて作成し、実行する際に県民理解を得られるよう努力するべきである。
- ・早期処分により確定した損失については、議会との合意形成を図った上で、で

きるかぎり早期に対策を講じるべきである。

- ・公共事業による計画的買い取りなど公共利用等についても具体的な検討を行うべきである。
- ・圏央道沿線など、企業の投資意欲が高い地域において、優良企業の確実な立地が見込まれる場合には、産業大県づくりに資するための造成分譲も決断していくべきである。

②TX沿線の土地（都市計画事業土地区画整理事業特別会計）について

昨年度上半期頃より土地需要が落ち込んできていること、今後は駅から遠いなどこれまでより条件の悪い土地を売らなければならないことなどから、改革工程表による取り組みの一層の強化を求めるとともに、下記について提言する。

- ・イメージアップだけでは土地は売れない。戦略的な販売方法を検討し、住宅にこだわらず幅広い業種を対象に、多様な処分方法を駆使しながら、早期に分譲していくべきである。
- ・大規模緑地について公共利用も含め活用策を検討するほか、河川調節池用地等については公共事業による買い取りなど処分の具体化を進めるべきである。
- ・金利負担を抑制するため、財政状況を勘案しながら、一般財源による土地の買い取りなどについても検討するとともに、その時期や処理額などの実施方策について議会との合意形成を図るべきである。
- ・大区画の業務用地については、造成コストの圧縮に努め、少しでも安く提供することにより土地の早期処分を図るべきである。
- ・一定期間後の買い取りを条件としたリース制度導入の検討など、あらゆる工夫をして分譲を進めるべきである。

③茨城県開発公社が受託している公共工業団地について

- ・茨城中央、北浦複合、宮の郷など地価下落により収支が厳しい団地について、売却することを優先し、分譲価格引き下げによる土地処分に踏み出すべきである。
- ・あわせて、借入金に対しては、県としての長期債務であることからその抑制のための金利分の県費負担と減額のための県による段階的買い戻しを継続実施すべきである。
- ・上記対策については、県の財政状況を踏まえ、時期や金額について議会との合意形成を図るべきである。
- ・オーダーメイドでの売却については、早期に分譲収入が得られるような契約方法を検討するべきである。

④茨城県住宅供給公社について

工程表の目標達成のためにあらゆる手段を講じて販売促進を図るほか、低価格導入や地価下落等により生じた追加損失の処理方策については、議会と十分に調整を図るべきである。

⑤茨城県土地開発公社について

改革工程表により処分の推進を図り、特に長期保有土地の約9割を占めるひたなか地区については、土地利用計画に沿いながら積極的に売却を進めるとともに、売却までの間、需要に応じ暫定的に賃貸を行うなど土地の有効利用を図るべきである。

(3) 使用料・手数料の見直し

- ・近県と比較し本県の単価水準が低いものについては、コスト計算の見直しを行い、適正な水準へ見直すべきである。行政財産等の貸付料の減免については、必要性や民間との役割分担の観点から精査するべきである。
- ・県民負担の急激な増加をさけるため、一斉見直しだけではなく、個別かつ定期的に見直すべきである。
- ・指定管理者制度を導入している施設については、使用料を見直すことで県費負担が軽減できる可能性があるため、この設定について十分に検討するべきである。

(4) 収入未済額の縮減

- ・平成19年度決算では、一般会計、特別会計、企業会計の未収額を合わせて約196億円あり、平成20年度当初予算における県債管理基金からの繰替運用額に匹敵するほどの額が発生していることから、縮減に全力で取り組むべきである。
- ・具体的には、未収債権対策連絡会議を中心とした全庁を挙げた取り組みを一層強化し、特に法的措置も含めた強硬手段を辞さない態度での回収や、専門的知識ノウハウを有する民間の債権回収会社の活用などをより一層推進するべきである。

(5) 各種基金の整理統合と活用

- ・残高僅少な基金や、国費が財源でない基金などについては廃止を含め見直すべきである。
- ・特定目的のための基金については一般会計の財源対策で活用できるよう規定を見直すべきである。
- ・国費を財源とする基金についても活用できるよう国に働きかけていくべきである。
- ・基金の整理にあたっては資金運用委員会の場で、全庁的な意見を聞き取りながら進めるべきである。

(6) 税収の大幅な増加策

- ・産業大県を標榜する以上、他県に比べて優位性のあるつくば、東海、日立、鹿島などの産業資源を活かした産業振興策を講じて税収の大幅増を図り、窮極的には不交付団体を目指していくべきである。

(7) その他

- ・行政財産など持てる資産，潜在力をフル活用して，細かい収入でも食欲に上げるよう一層努力するべきである。

4 その他財政再建のための諸方策

(1) 政策評価等事業評価制度の更なる充実

- ・県と県民の評価が乖離しないよう，県民の目線で評価を行うべきである。
- ・評価事務の負担の軽減を図りつつ，評価の実効性を高めるよう，効率的な制度運営に努めるべきである。
- ・県民への浸透がまだまだ足りない。公表方法について更なる検討を求める。

(2) 企業誘致の促進

- ・本県の好調さが続いているこの時期を逃さず，本県独自の課税免除措置や交通インフラのアピール，間接リースなどの新たな分譲手法の活用などにより，積極的な企業誘致に取り組むべきである。
- ・企業誘致の大型補助金やリート会社への働きかけなども想定した不動産の証券化など，新たな分譲手法も検討するべきである。
- ・県内産業界にも本県の土地保有の現状を伝え，売却の応援団になってもらうべきである。
- ・知事及び副知事などによるトップセールスをより一層行っていくべきである。
- ・企業との人的つながりが誘致の生命線となるため，企業誘致部門の職員は現行よりも長く従事させるべきである。

(3) 大規模プロジェクトの積極活用

- ・茨城空港，常陸那珂港など本県が長年取り組んできた大規模プロジェクトを負の遺産でなく，恒常的に茨城経済を担う重要資産にするために，産業開発や観光資源開発を含めあらゆる施策を集中し，首都圏を担う経済大県を構築する必要がある。

VI 改革効果額と今後のチェックの枠組み

未曾有の財政危機の中、今回の執行部の下記の改革努力については、委員会として一定の評価をするものである。

- 出先機関の大幅な改編に係る具体案が出されたこと。
 - 全国で最も早く将来負担比率の精査を行い、
 - ・茨城県開発公社への総合的な支援の方向性
 - ・県が開発公社に委託している工業団地の早期処分の方向性
 - ・TX 沿線保有土地の早期処分の方向性
- などが示され、いわゆる「負の遺産」がほぼすべて議会の議論の場に出てきたこと。

また、本委員会の提言により、改革効果額として、

- 平成20年度においては150億円規模、平成22年度までにはさらに450億円規模、合わせて600億円規模が見込まれるところである。
- さらに、平成23年度以降においても、引き続き、公立小・中学校の規模適正化（統合1組当たり平均0.8億円）、県立高等学校の再編（統合1組当たり平均1.3億円）や警察施設の再編整備（30年間で27億円）、公的資金の繰上償還による金利負担軽減（平成33年度までに約86億円）など、抜本的な行財政構造改革を進めることにより、さらなる改革効果が期待される。

しかしながら、本委員会が審議の後半に求めた「中間報告の提言の明確化」や「更なる組織等の見直し」については、具体案までたどりつかないものも多く、委員会期間中には当面の財政危機を回避することはできなかった。

本来、「歳入の範囲内で歳出を組む。」いわゆる「身の丈予算」が財政運営の大原則である。事業費を一定の比率で削減するような現在のやり方ではいつまでたっても財政規模が「身の丈」にはならず、今回の改革でもこの限界が示された感が否めない。中長期的には歳出の構成要素を必要に応じ大きく変えるような財政構造改革を実施し、歳入の範囲内での予算編成を目指すべきである。

しかし政策的経費として使える一般財源がわずか450億円程度と極めて硬直化している財政構造の下では、一足飛びに「身の丈予算」を組むことはできず、現実問題として当面の財政危機を乗り越えなければならないことも事実である。

このような状況を踏まえ、本委員会は執行部に対し、次の点を当面の財政運営目標とし、執行部自らが定期的に達成状況をチェックするよう提言するものである。

○第Ⅴ章の諸方策に取り組むことにより、毎年度、当初予算時点における県債管理基金からの繰替運用を確実に減らしていくとともに、概ね5年後を目途に繰替運用無しの予算編成を達成することを目指すべきである。

ただし、三位一体の改革によりもたらされた現在の構造的な財政危機においては、県自らの改革努力のみでの達成は困難でもあり、地方交付税の復元・地方消費税の拡充など地方税財政制度の抜本的な見直しを国に対して強く要請していくべきである。

○上記目標達成までの改革の過程で下記2点を達成するべきである。

- ・平成22年度を目途に一般財源基金からの繰入に頼らずにプライマリーバランスを黒字化させること。
- ・県債残高（国の地方財政対策による特例的県債を除く）をさらに減少させること。

また、繰替運用無しの予算編成を達成するまで毎年第1回定例会に第Ⅴ章の諸方策に係る改革の進捗状況を報告することを求める。

執行部におかれては本委員会の提言を十分踏まえ、加えて具体化へ検討を要する事項を含め、可能な歳出削減、歳入確保に取り組み、新たな行財政改革大綱や財政集中改革プランには、計画期間である平成23年度までは、年度ごとに財源確保目標額を明示すべきである。

以上執行部への提言を述べてきた。

財政再建の目的は、第一義的には歳入と歳出のバランスをとることであるが、究極的には、県民福祉の持続的向上、地域社会の活性化のために行うものである。

改革の過程で県民福祉が低下するようなことがないように心して財政運営しなければならない。

本県の輝かしい未来を切り拓くため、全ての職員が県財政の窮状に共通認識を持ち、一丸となって財政再建に取り組まれるよう切望する。

Ⅶ おわりに

前章まで執行部に対しての提言を述べてきたが、最後に国に対しての意見を述べたい。

本委員会が審議を続けてきたこの1年半の間に様々な内政問題が起きている。

荒川沖や秋葉原など、国内数カ所で起こった「誰でもよかった」殺傷事件は、日本の安全神話が若者の暴走という内的要因で崩壊しつつあることや、いつまでも「一人前」にならない若者が国の存立そのものを揺るがしていることを感じさせる事件であった。

高校進学率はほぼ100%である。また、少子化傾向の中では、大学、専門学校なども経営安定のため生徒確保に奔走し、高学歴化が進んでいる。その一方で、卒業後人生の目標が定まらずに、定職に就けない、或いは就こうとしない無気力で堪え性のない若者が社会に送り出されている。

こうした一人前にならない若者の増加に歯止めをかけるには、小・中学校のうちからしっかりとした職業観や社会貢献することの尊さを教え込み、中学或いは高校を出てすぐに社会人として自立できる若者を育てる必要がある。教育を根本から立て直さなければならないことを痛感する。

また、受け皿となる企業側も、募集要件で義務教育修了後すぐに就職する可能性を排除するなどの硬直的採用を止めるほか、親の意識改革も大いに必要であろう。

社会保険庁による年金記録漏れ問題、後期高齢者医療制度に係る諸問題、道路特定財源を巡る国民、地方自治体をも巻き込んでの国会の混乱ぶりなどにより、国民の行政不信は頂点に達している。くるくると変わる猫の目農政を心から信頼している農業者は少ない。医師不足を引き起こした国の現状認識と医療現場のズレは危機的ですからある。

いくつかの問題では、一部業界団体等の利己的な要求など、民間側の倫理観低下が行政運営を歪めてきた面があることを否定するものではないが、これらの行政課題には、中央省庁の生活者目線、現場目線に欠ける施策展開や物事に対処する際の頑迷さが大きく影響していると言わざるを得ない。

今回の調査の中では、「未曾有の財政危機」への現実的な対応として細かな節約の積み重ねを行ってきた。しかし、県民生活に直結する経費を削ることには限界があり、歳入欠陥の穴埋めとして、職員の給与カットや借金返済のための貯えである県債管理基金を繰替運用しながら、ギリギリの帳尻合わせをしている状況である。

もちろん、今後とも歳出削減に努めていかななければならないことはいうまでもないが、この交付税削減の穴は容易なことでは埋められない。年齢が上がるに連れ、本庁勤務希望者が減っているなど県職員のモチベーション低下が懸念される中で、このまま財源確保に汲々となる県政を続けていくことは、本来の県民福祉の向上が置きざりにされる危険すら感じざるを得ない。

現在、道州制の議論が浮上しているが、第二期の地方分権改革での中央省庁の激しい抵抗ぶりをみていると、この制度は国の都合による都道府県の解体策ではないかとの疑念を抱く人も多いただろう。本来道州は、地域における広域的課題を自治行政権、自治立法権及び自治財政権を持って担う「地方政府」であり、中央省庁の出先機関ではない。中央省庁の解体再編案が出る前に道州の区割り案が出るなどは本末転倒である。

本委員会は、審議の冒頭にこの未曾有の財政危機の最大の原因は、国による一方的な地方交付税の削減であると認識し、関係省庁に対し意見書を提出した。

(中間報告書 19～20 頁)

1年半の調査審議を経て、本委員会は改めて本章に記述したような閉塞状況を打破するためには、真の地方分権を実現し国のかたちを変えるしかないことを痛感する。

最後に委員会として(資料6)の意見書を国に提出することを発議して、21回、60時間にわたる議論を閉じることにする。

(資料1)

調査にあたった委員

委員長	石川多聞
副委員長	西條昌良
委員	高橋靖
〃	伊沢勝徳
〃	小田木真代
〃	鈴木徳穂
〃	鶴岡正彦
〃	山口武平
〃	飯岡英之
〃	海野透
〃	長谷川大紋 (平成19年 3月22日～平成19年 7月12日)
〃	常井洋治
〃	桜井富夫 (平成19年 3月22日～平成19年12月25日)
〃	飯野重男 (平成19年12月25日～)
〃	森田悦男
〃	長谷川修平
〃	臼井平八郎
〃	足立寛作

(資料2)

財政再建等調査特別委員会 調査活動経過

時 期		審 議 事 項 等
1	平成19年 5月11日(金)	○調査方針, 活動計画の決定 ○本県財政状況等の概況(全般的事項) ○財政状況等の現状と課題 (歳出面, 歳入面, 本県組織の現状と課題)
2	5月24日(木)	○調査項目の選定 ○行政組織の現状・課題と今後の対応 (総括事項, 地方総合事務所, 県税事務所, 保健所, 地域農業改良普及センター, 土地改良事務所)
3	6月11日(月) <定例会中>	○第二期地方分権改革の推進を求める意見書案の検討
4	6月14日(木) <定例会中>	○行政組織の現状・課題と今後の対応 (土木事務所, 審議会・懇談会等) ○歳出面の現状・課題と今後の対応 (本県財政構造の分析, 県単補助金の縮減, IT関連経費の縮減, 公債費負担の抑制)
5	7月4日(水)	○歳出・歳入面の現状・課題と今後の対応 ・人件費の抑制 ・県立病院改革 ・保有土地関係(総括事項, 住宅供給公社, 土地開発公社, 開発 公社, 都市計画事業土地区画整理事業特別会計[TX沿線開発])
6	7月30日(月)	○行政組織の現状・課題と今後の対応 (地方総合事務所, 農業関係出先機関, 審議会・懇談会等) ○歳出・歳入面の現状・課題と今後の対応 (徴収率の状況等, 委託料の見直し, 基金の見直し)
7	9月4日(火)	○行政組織の現状・課題と今後の対応 (地方総合事務所改革, 農業関係出先機関改革, 教育事務所等市町村指導体制の見直し) ○歳出・歳入面の現状・課題と今後の対応 ・特別会計の見直し(総論, 病院事業会計, 競輪事業特別会計, 鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計, 水道事業会計, 工業用水道事業会計, 鹿島都市計画下水道事業会計)
8	9月26日(水) <定例会中>	○行政組織の現状・課題と今後の対応 (県税事務所改革, 保健所改革, 土木事務所改革) ○歳出・歳入面の現状・課題と今後の対応 ・特別会計の見直し(物品調達特別会計, 公債管理特別会計, 市町村振興資金特別会計, 中小企業事業資金特別会計, 農業改良資金特別会計, 港湾事業特別会計, 流域下水道事業特別会計)
9	10月22日(月)	○出資団体運営の現状・課題と今後の対応 (総論, 鹿島都市開発(株), (財)茨城県開発公社, 茨城県住宅 供給公社, 茨城県土地開発公社, (社福)茨城県社会福祉事業 団, (財)茨城県教育財団) ○歳出・歳入面の現状・課題と今後の対応 ・徴収率による県単補助金削減 ・平成20年度予算要求についての基本的な方針

時 期		審 議 事 項 等
	10月25日(木) ～26日(金)	●県外調査(岡山県) ・総合出先機関の再編について ・行財政改革の状況について
	11月5日(月) ～6日(火)	●県外調査(大阪府・京都府) ・決算黒字化への取り組みについて(大阪府) ・税業務共同化の推進について(京都府)
10	11月22日(木)	○論点整理 ○行政組織の現状・課題と今後の対応 (地方総合事務所改革, 県税事務所改革, 保健所改革, 農業関係出先機関改革, 土木事務所改革)
11	12月14日(金) <定例会中>	○中間報告案の検討 ○行政組織の現状・課題と今後の対応 ・農林関係出先機関 ・教育事務所等市町村指導体制の見直し ・公立小中学校の規模の適正化 ○歳出・歳入面の現状・課題と今後の対応 ・使用料・手数料の見直し ・収入未済額の縮減 ・地方公共団体の財政の健全化に関する法律
12	平成20年 1月24日(木)	○行政組織の現状・課題と今後の対応 ・審議会・懇談会等 ○歳出・歳入面の現状・課題と今後の対応 ・地方財政対策 ・政策評価 ・茨城県教育財団(経営評価, 対応策等について)
13	2月27日(水) <定例会中>	○今後の調査に向けた論点整理
14	3月14日(金) <定例会中>	○行政組織の現状・課題と今後の対応 ・平成20年度組織改正の概要と出先機関再編スケジュール ○歳出・歳入面の現状・課題と今後の対応 ・平成20年度当初予算向け財源確保策等 ・第4次行財政改革大綱(一部改定)
15	5月7日(水)	○行政組織の現状・課題と今後の対応 ・知事部局(本庁組織等)関係(県の重要な政策課題等に柔軟かつ的確に対応する体制整備) ・教育庁関係(公立小・中学校の適正規模, 県立高等学校の再編整備, 県立青少年施設のあり方及び教員の業務の軽量化) ・警察本部関係(組織の効率化及び警察施設の再編整備)
16	5月30日(金)	○行政組織・歳入・歳出面の現状・課題と今後の対応 ・試験研究機関 ・電子県庁の推進, 民間活力の導入等, 総務事務集約化等による組織の簡素・効率化
17	6月17日(火) <定例会中>	○行政組織の現状・課題と今後の対応 ・公立小・中学校の適正規模 ・第一次答申における私立高校の状況を踏まえた県立高校の募集定員 ○歳出・歳入面の現状・課題と今後の対応 ・地方公共団体財政健全化法 ・出資法人等(公益法人制度改革の概要, 県住宅供給公社, 県土地開発公社, 県開発公社)

時 期		審 議 事 項 等
18	7月16日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ○行政組織の現状・課題と今後の対応 ・出先機関改革による職員数削減見込み及び効果額 ・地方総合事務所改革 ・農林関係出先機関改革 ・県税事務所改革 ・保健所改革 ・土木事務所改革 ・教育事務所等市町村指導体制の見直し
19	9月4日(木) <定例会中>	<ul style="list-style-type: none"> ○議論整理 ○議会改革 ○行政組織・歳入・歳出面の現状・課題と今後の対応 ・県税徴収率 ・試験研究機関 ○参考人意見聴取
20	9月5日(金) <定例会中>	<ul style="list-style-type: none"> ○行政組織・歳入・歳出面の現状・課題と今後の対応 ・地方公共団体財政健全化法 ・教員業務の軽量化 ○最終報告書案の検討
21	9月19日(金) <定例会中>	<ul style="list-style-type: none"> ○最終報告書の決定 ○意見書等の決定

(資料3)

※「今後の調査のポイント」抜粋（第15回委員会決定）

1 行政組織の更なる見直し

(1) 知事部局組織について

- 県の重要な政策課題等に柔軟かつ的確に対応する体制整備
- 試験研究機関の見直し
- ITの活用，民間活力の導入，総務事務集約化等による組織の簡素・効率化
- 人口規模等からみた本県職員数の適正規模

(2) 教育庁組織について

- 指導主事等の配置見直しによる教育現場への教員配置の充実
- 公立小・中学校の適正規模
- 県立高等学校の再編整備
- 教員の業務の軽量化

(3) 警察本部組織について

- 組織運営の効率化
- 事務事業の調査
- 警察署，交番，駐在所再編の考え方
- 防犯力強化のための県民理解の醸成

(4) 議会改革について

- 議員公舎の見直し

2 中間報告書の提言内容の明確化

- 実施時期，改革効果額の明確化について調査を進める。
- 「財源不足額」という固定観念をなくさなければ，いつまでも「財政危機」から抜け出すことができない。身の丈にあった予算編成ができるよう『真の財政構造改革』をどう進めていくべきか，考え方を議論。

(資料 4)

将来負担比率

【本県】 289.9%

(基準) 早期健全化基準 400%

(単位：億円)

分子	将来負担すべき実質的負債；①－②	<u>14,942</u>
	①将来負担額	<u>24,600</u>
	・一般会計等地方債現在高（実残高）	17,722
	・債務負担行為に基づく支出予定額	610
	・退職手当支給予定額	3,695
	・公営企業債に充てる一般会計等からの繰入見込額	1,827
	・設立法人の負債額等負担見込額	746
	②充当可能財源等	<u>9,658</u>
	・将来負担額に充当可能な基金	580
	・充当可能特定財源見込額	892
	・地方債現在高等にかかる交付税措置見込額	8,186
分母	標準財政規模；③－④	<u>5,153</u>
	③標準財政規模	5,906
	④当該年度公債費等交付税措置額	753

(資料5)
委員会期間中における行財政改革の取り組み（現改革案）
組織面

調査項目	執行部案の概要	改革効果額等
<p>○知事部局組織 ○本庁と出先の役割分担の見直し 市町村への権限移譲</p>	<p>・ 下記の出先機関の見直しに連動し個別に見直す。 ・ 市町村への権限移譲（平成20年度から実施分） ・ まちづくり特例市 13市で実施（+3） ・ 個別移譲事務の拡大 例 パスポート窓口事務</p>	<p>19→20年度 ▲12百万円</p>
<p>○県の重要な政策課題等に柔軟かつ的確に対応する体制</p>	<p>・ 本庁組織の改革については、他県の事例、導入効果の検証を行いつつながら下記に努める。 ・ 複数部課で行われている類似・関連施策に対しては、最も効果的な組織体制を構築する観点で不断の見直しを行う。 ・ 部局横断的な政策課題の推進については、「有機的かつ迅速・機敏に連携し合う機動的な組織」となるよう、管理職のリーダーシップの発揮、職員意識改革に努める。 ・ 将来を担う職員採用や若手職員の積極活用については下記に努める。 ・ 職員の大量退職が進むことから、厳しい財政状況下にあっても当面優秀な職員を160人程度を限度として採用するとともに、任期付職員・研究員採用制度の活用など多様な人材確保対策に引き続き取り組む。 ・ 目標管理の手法により、勤務実績等を的確に把握する新たな人事評価制度を確立するとともに、提案型の派遣研修制度などにより、職員の「やる気」を引き出し能力を十分に発揮させていく。</p>	<p>19→21年度 ▲57人、 ▲456百万円 20年度：▲12人、 ▲96百万円 21年度：▲45人、 ▲360百万円</p>
<p>○地方総合事務所の見直し</p>	<p>・ 総合事務所を廃止し県民センター（仮称）を設置。現在の農林部門を除く6課1室を2課2室に大括り再編。 （農林部門については後掲） ・ 県央地域は本庁直轄とし、県北県民センターを常陸太田市におく。（他の県民センターは現行の場所に設置） ・ 県央地域の地域課題及び県民センター間の総合調整等を担当する地域支援担当理事を設置</p>	<p>19→21年度 ▲13人、 ▲104百万円 21年度：▲13人、 ▲104百万円</p>
<p>○県税事務所の見直し</p>	<p>・ 現在の8事務所を、県税の課課・徴収全般を取り扱う5事務所（水戸、常陸太田、行方、土浦、筑西）と、窓口収納・納税証明書発行等の住民サービス業務及び賦課業務の一部を行う3支所（高萩、稲敷、境）に再編。常陸太田が高萩を、土浦が稲敷を、筑西が境を統合し支所化。 ・ 徴収業務、賦課業務（自動車税等）、庶務業務などを本所に集約。</p>	<p>19→21年度 ▲12人、 ▲96百万円 20年度：▲5人、 ▲40百万円 21年度：▲7人、 ▲56百万円</p>
<p>○保健所の見直し</p>	<p>・ 直接県民サービスに影響がない総務事務等を一部の特定保健所（水戸、潮来、土浦、筑西）に集約。 ・ 人口動態調査交付金事務を本庁に集約。</p>	<p>19→21年度 ▲68人、 ▲544百万円 20年度：▲19人、 ▲152百万円 21年度：▲49人、 ▲392百万円</p>
<p>○土木事務所等の見直し</p>	<p>・ 給与、建設業許可、検査、特殊車輛通行許可等の業務は水戸、常陸大宮、潮来、土浦、筑西の5土木事務所（仮称）に集約。 事務所的位置は従来の所在地とする。 ・ それ以外の事務所は用地、建設、維持管理部門のほか、入札、占用許可など現地性の高い事務を行う工事事務所（仮称）6箇所と 事務所（仮称）1箇所を従来の位置に設置する。（工事事務所は常陸太田、高萩、鉾田、竜ヶ崎、常総、境、工務所は太田） ・ 管轄区域は従来のとおりであるが、大子工務所（仮称）は常陸太田工事事務所（仮称）の管轄に変更する。 ・ 借菜園事務所は水戸土木に統合（実施済）。那珂水系ダム建設事務所は大規模工事終了後22年度に水戸土木に統合の方向で検討。 ・ 港湾事務所は、三港統合を踏まえ再編を検討。 ・ 下水道事務所は企業会計の導入等を踏まえ22年度目途に再編の方向で検討。</p>	<p>19→21年度 ▲68人、 ▲544百万円 20年度：▲19人、 ▲152百万円 21年度：▲49人、 ▲392百万円</p>

<p>○農業関係出先機関の見直し</p>	<p>総合事務所農林部門、農業改良普及センター、土地改良事務所を再編統合した「農林事務所（仮称）」を設置し、効率的・一体的な推進体制とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 農林事務所（仮称）の管轄区域は、極力県民センター（仮称）の管轄区域に統一し、事務所数は5箇所とする。 現在の総合事務所農林部門2課1室（県北は5課1室、県南は3課1室）は農林事務所（仮称）内の1部門1室（企画調整部門（仮称）、振興・環境室（仮称））に再編。（県北に限り林務部門（仮称）を設置） 農業改良普及センターは、農林事務所（仮称）内の5箇所（経営・普及部門（仮称））のほか、笠間市、常陸大宮市、行方市、稲敷市、つくば市、八千代町、坂東市の7箇所とする。 土地改良事務所は、農林事務所（仮称）内の5箇所（土地改良部門（仮称））のほか、高萩市、稲敷市、境町の3箇所とする。 企画調整業務は農林事務所（仮称）に集約。 普及部門、土地改良部門の庶務業務、工事経理業務は極力企画調整部門に集約。 霞ヶ浦用水事業推進事務所を県西農林事務所（仮称）に統合。 農業総合センターは、普及部門が現場からの要請に応えられるよう、研究部門のノウハウを活かして普及部門を引き続き技術的にバックアップする。 	<p>19→21年度 ▲52人、 ▲416百万円 20年度：▲19人、 ▲152百万円 21年度：▲33人、 ▲264百万円</p>																				
<p>○付属機関の見直し</p>	<p>○見直し状況</p> <table border="1" data-bbox="526 1187 782 1724"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>現行数</th> <th>見直し後設置数</th> <th>委員数</th> <th>見直し後委員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>審議会</td> <td>80</td> <td>67</td> <td>1,245</td> <td>1,053</td> </tr> <tr> <td>懇談会等</td> <td>123</td> <td>84</td> <td>2,061</td> <td>1,346</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>203</td> <td>151</td> <td>3,306</td> <td>2,399</td> </tr> </tbody> </table> <p>・見直し後の設置数は、審議会67、懇談会等84、合計151（25.6%削減）。</p> <p>・見直し後の委員数は、審議会1,053人、懇談会等1,346人、合計2,399人（27.4%削減）。</p> <p>・原則として、全ての審議会・懇談会等に終期を設定する。</p> <p>・開催費の削減効果は、21百万円（23.1%削減）</p> <p>・人件費相当額の節減効果は、52百万円（17.5%削減）</p>	区分	現行数	見直し後設置数	委員数	見直し後委員数	審議会	80	67	1,245	1,053	懇談会等	123	84	2,061	1,346	計	203	151	3,306	2,399	<p>19→20年度 ▲73百万円</p>
区分	現行数	見直し後設置数	委員数	見直し後委員数																		
審議会	80	67	1,245	1,053																		
懇談会等	123	84	2,061	1,346																		
計	203	151	3,306	2,399																		
<p>○試験研究機関の見直し</p>	<p>○産業界や県民のニーズ、政策課題のより的確な把握・設定を推進する。</p> <p>○総合調整機能の整備による明確な方向付け</p> <p>○各試験研究機関が多様なニーズ・政策課題の中から適切な研究課題を選定し、実用化に向けてより効果的・効率的な研究活動を推進していくために、全体的・総合的視点に立った総合調整機能を整備する。</p> <p>○具体的には、知事をトップに、庁内関係部長及び試験研究機関の長で構成する「科学技術戦略本部」（以下「本部」という。）において、県全体の研究開発に係る方向付けと進捗管理・評価を行うとともに、科学技術振興監及び科学技術振興室の機能強化について検討を行う。</p> <p>○研究開発予算のより効果的・効率的な執行等</p> <p>○予算編成に当たり、県民ニーズ、政策課題を踏まえた研究開発の重点化、分野横断的な研究開発を促進する仕組みを検討する。</p> <p>○試験研究機関は、本部、試験研究機関の長のリーダーシップの下で評価を行い、研究課題を選定するとともに、研究成果の普及・利用が進展しない場合には、適宜見直しを行う。</p> <p>○国や他県等の研究機関との連携を推進する。</p>	<p>19→22年度 ▲31人、 ▲248百万円 20年度：▲3人、 ▲24百万円 21・22年度：▲28人、 ▲224百万円</p>																				
<p>○教育庁組織等 ○教育事務所体制等指導体制の見直し</p>	<p>○当面の対応</p> <p>・現行5教育事務所体制を維持するが、県北及び鹿行の総務部門を水戸に集約化する。学校訪問の一部を市町村教委に委ね指導部門のスリム化を図る。</p> <p>・本庁に市町村教育推進室を設置し小・中学校統合に向けた指導助言等を行う。</p> <p>・教育研修センターは小中学校の要請に基づく校内研修支援（これまで教育事務所が所管）を実施するほか、今後、教職員研修の見直しを行う。</p> <p>○将来見直し</p> <p>・人事権の市町村移譲に併せ、教育事務所の縮小廃止を含め検討する。</p>	<p>統合1組当たり 教職員数 ▲9人 ▲76百万円 ※過去の統合によるデータ</p>																				
<p>○公立小中学校の規模適正化</p>	<p>児童生徒数の減少が進む中で、学校の活性化、指導体制の充実、教育水準の維持向上を図る観点から、学校統合による遠距離通学対策や指導体制の充実のための教員の配置などの支援策を講じ、市町村における公立小・中学校の適正規模化に向けた取り組みを促進していく。</p> <p>・適正規模の基準（本年4月策定） 小学校 1・2学級以上（学級編成ができること） 中学校 9学級以上（学級編成ができ、5教科に複数教員が配置できること）</p>																					

<p>○県立高校の再編整備</p>	<p>本年4月の茨城県高等学校審議会第1次答申及び本年12月に予定される最終答申を踏まえ、第2次再編整備基本計画（平成23～32年度）の策定に取り組んでいく。</p> <p>※第1次答申の主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正規模 1学年4～8学級が妥当 ・適正配置 県北山間部の過疎地域については特段配慮が必要。生徒増が見込まれる地域では学級増を予め定める。 ・統合基準 客観的・具体的な統合基準を定め、単独の募集停止を含め異なる方法を検討する。 ・統合の対等 対等統合に限らず、独自の募集停止を含め異なる方法を検討する。 <p>・現実計画で統合対象となっていない学校でも、適正規模を下回る小規模校については、諸事情を勘案しながら統合、募集停止などの対応を検討していく。</p>	<p>前期実施計画（15～18年度）による統合前と統合後の比較</p> <p>統合1組2校当たり 教職員 ▲14人 経費 ▲133百万円</p>
<p>○県立青少年教育施設のあり方</p>	<p>・現況 6施設 宿泊定員1,008名 少子化傾向を踏まえた必要定員 現在870名 → 20年後560名</p> <p>・当面の主な見直し内容 吾国山洗心館は20年度末で廃止。里美野外活動センターは21年度より冬季（12～3月）休止。西山研修所はあり方を引き続き検討。</p>	<p>19→20年度 20年度：▲101百万円</p>
<p>○教員の業務の軽量化</p>	<p>○教育委員会、学校及び教育関係団体で構成する業務の軽量化に係る検討会議等を設置し、小中学校教員の業務の軽量化を推進することにより、児童生徒に向き合う時間を確保する。</p> <p>〔改善の基本的な視点〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教員の業務の縮減 → 「調査報告業務」の同様調査との整理・統合等、「出張を伴う会議」の優先順位を付けた積極的な縮減、「作品募集」への教員関与の縮減、「研究指定」の内容や日程の見直し、「出張を伴う研修」の同種研修との整理・統合等、「校内研究・研修」の内容の精査 ・学校の支援体制の充実 → 「安全対策」への外部ボランティアの活用、「保護者対応等」における問題解決支援、「生徒指導や教育相談」でのPTA等との協力、「部活動等」への外部指導者の導入 	<p>19→22年度 警察一般職員 22年度まで：▲111人、▲88百万円</p>
<p>○警察組織等 ○組織運営の効率化</p>	<p>・一般職員の定数を平成22年度に549人とする。</p> <p>・再任用職員を平成28年度までに段階的に50人まで拡大することを目指す。人件費削減効果 総額で▲55百万円</p> <p>・交番相談員、スクーターポーターなどに嘱託職員を採用。</p> <p>・庁舎受付、免許センター事務を臨時職員に移行。人件費削減効果 ▲8百万円（4人分、正職員の人件費との差額）</p>	<p>19→20年度 20年度：▲730百万円</p>
<p>○事務事業の見直し</p>	<p>・平成20年度予算は、対前年度比▲7億3千万円、▲1.19%。</p> <p>・主な減額（被服調整費 ▲107百万円、地域情報ネットワーク費 ▲57百万円）</p> <p>・自動車保管場所現地調査業務委託などを随意契約から一般競争入札に移行。▲27百万円</p> <p>・各ITSシステムを汎用機からサーバーへ移行。・運送業務、放電車の確認業務を民間委託。</p> <p>・類似業務の統合（職送業務の集中運用、本部庶務業務）・交通安全協会、暴力追放推進センターへの補助金を廃止。</p>	<p>今後30年間の削減見込み ▲27億円</p>
<p>○警察施設の再編整備</p>	<p>・事件事故の夜間多発傾向に対応するとともに、警察施設の建て替え経費を削減するため下記の交番駐在所再編を行う。</p> <p>交番 78 → 90 所程度 駐在所 243 → 160 所程度 計 321 → 250 所程度 建て替え経費削減額 ▲27億円</p>	<p>今後30年間の削減見込み ▲27億円</p>
<p>○県民理解の醸成</p>	<p>ホームページ、防犯メールの活用、警察署協議会の活性化、自警団への支援などにより、警察活動に対する県民理解の醸成を図る。</p>	<p>今後30年間の削減見込み ▲27億円</p>

※「警察施設の再編整備」を除いて、「人件費の抑制」の効果を一部重複して記載している。

※「警察施設の再編整備」については、現在の交番・駐在所数で建替を行った場合と再編案に基づく交番・駐在所数で建替を行った場合とを比較した額を記載している。

調 査 項 目	執行部案の概要	改革効果額等
○人件費の抑制	組織や事業の抜本的見直しにより職員数を削減するとともに、退職手当償の発行、早期初受退職制度の積極活用により、人件費の抑制及び負担の平準化を図る。	19→22年度 20年度：▲3億円 (給与カット分(▲105億円)を加えると▲108億円) 22年度までに、年間▲80億円程度 ※一部再掲
○人口規模等からみた本県職員数の適正規模	定員適正化の客観的指標として、定員管理調査結果の分析や総務省の新しい定員モデルなどを活用し、客観的な標準を定め、組織の簡素効率化を図っていく。 ※参考 本県職員数 全国14位。職員1人あたりの人口 全国11位。総務省定員モデルでは、5～8位のスリム度(平成17年度まで)	
○公共事業の縮減重点化	・公共投資は地域経済や雇用に与える影響に配慮しつつ引き続き抑制。 ※18～20年度の3年間で10%以上削減。(H19 - H20 予算比で△7.3%)	19→22年度 20年度：▲7億円 22年度までに、年間▲20億円程度
○事務事業の見直し ・県単補助金の縮減	○市町村向け補助金の見直し 市町村の主体的な徴税努力を促すため、個人県民税徴収率が相当程度低い市町村に対する県単補助金を削減。19年度徴収率が90%以下の市町村について、21年度の補助金(対象外の補助金あり)を25%削減予定。 ○大型補助金の抑制 他県との比較、補助額の平準化(補助期間延長など)などにより抑制。 例一私立高校等経常費補助事業、医療福祉費助成事業、市町村合併特例交付金など ○少額な市町村向け補助金の縮減 ・団体向け補助金の廃止(1事業当たり百万円以下、特に団体の予算規模に占める割合が10%以下、繰越額が補助額の3倍超など) ・同種の事業についての委託仕様の統一、随時契約から競争入札への切り替えなど。 ・外部委託等民間活力導入については、H19年4月策定の基本方針に沿って、サマーレビューの中で対象事業をリストアップし、具体的導入時期、手法について検討していく。併せて厳格な履行確認、効果検証を行い、委託後の適正な行政サービスの確保に努める。 ・指定管理者制度については、今年度更新手続きが必要な施設等(18施設)について下記の方針で取り組む。 ・原則公募とする。・十分な公募期間をとる(40日→2カ月)に延長 ・選考期間は原則3年から5年とする。(5年は運営に創意工夫が必要な施設) ・選考委員会の半数以上は外部有識者とする。・利用者アンケートの義務付けなど厳格な評価を行う。	19→22年度 20年度：▲52億円 22年度までに、年間▲120億円程度+α
・委託料の見直し		
・大規模建設事業・イベントの見直し	○基本方針 ・5億円以上の建設事業→既着手のものは内容の精査見直し、構想中のものは凍結。 ・1億円以上のイベント→先催の実施内容にとらわれなくなり事業費の見直し (※当面の事業 H20 国民文化祭、H21 技能五輪全国大会、全国障害者技能競技大会) ○特記事項 友部病院については施設の老朽化や経営改善の緊急性を考慮し全面改築の予定(総事業費60億円、23年度開院予定)	
・IT関連経費の縮減	・新規構築や改修等を行うとすると情報システムを対象に、予算要求前と予算執行前に情報化統括監(CIO)の技術的評価を行い、業務の見直しを含めたIT関連経費の適正化を図る。(※H19、20年度の2ヶ年で17億円を削減) ・20～21年度にかけて個別情報システムに共通する機能を一元化するための共通基盤システムを整備し、汎用機を廃止してサーバ(小型コンピュータ)へ移行。	
・総務事務集約化等による組織の簡素・効率化	・給与、旅費、福利厚生などIT活用で一元的に処理できるものについて集約化し定数削減を図る。 ・H21年度から出先機関の再編に併せて一部先行実施し、共通基盤システム整備の進捗に併せてH23年度からの全面導入を目指す。	

<p>○公債費負担の抑制 (新規発行抑制・県債残高の圧縮)</p>	<p>○県債残高の圧縮 ・建設県債や債務負担行為については引き続き抑制し、残高を減少させる。特例的な赤字県債等についても必要性を検討し、22年度を目途とするプライマリーバランスの黒字化の早期実現に努める。 ・県債残高を減少に転じさせるため、20年度は新規発行額を元金償還額以下に抑制。 ○資金調達コストの縮減 ・公的資金の補償免除繰上償還制度を活用し金利負担を軽減 (19～21年度で44.0億円の政府系資金を補償金無しで繰上償還し、低利の民間資金に借り換える。金利負担軽減額は33年度までの総額で86億円程度) ・今後の金利上昇リスクを回避するため、20年以上の超長期債の発行を検討。 ・調達手法の多様化などにより金利負担の抑制・適正化を図る。</p>	<p>19→33年度 33年度までに： ▲約8.6億円 20年度、▲約9億円 22年度までに： 年間▲約2.0億円</p> <p>今後の低利借換等により、更なる金利負担の軽減</p>
<p>○出資団体等への財政支援の見直し</p>	<p>○全般的対策 ・改革工程表の目標達成に向けあらゆる手段を講じて保有土地処分等に全力で取り組む。精査団体は半年ごと、その他は1年ごと に工程表の取組状況を公表するなど進行管理を徹底。 ・損失補償等限度額については、毎年度できる限り切り下げるとともに、今後は給付的な設定は行わず、補償額・割合等を個別事業毎に精査し、真に必要なものに限定する。 ・低利法の導入・公益法人制度改革等に伴い発生が予想される損失については、先送りすることなく適切に対応する。 ・開業公社、住宅供給公社等の経営改革にあたっては、資産査定等専門家により資産の適正評価を行うとともに、国の「第三セクター等の改革について」の通知に基づき設置する「経営検討委員会(仮称)」の意見を踏まえ取り組む。 ○各団体の主な対応(団体毎対策の詳細については第9回委員会(10/22)の資料1、3、第20回委員会の資料1、2に記載)</p>	<p>19→20年度 20年度 ▲5億円 今後の改革徹底により、更に支援見直し</p>
<p>鹿島都市開発</p>	<p>・経営改善計画に基づき、部門別に原価・収益管理を徹底し、合理的かつ効率的な経営管理に努めるなど。当期利益の黒字基調の継続・拡大に努め、多額の債務超過となっている財務体質の改善を着実に図る。 ・全社一丸となった広告宣伝活動の展開や多様化するニーズに対応したきめ細やかな商品開発等に努めるなど。 ・ホテル部門の経営改善に努める。 ・導入した月次決算に基づき、営業推進本部、経営改革推進会議において、社内各部門の経営状況について、きめ細やかな検討を行い、速やかに改善策を講じる。</p>	
<p>開発公社</p>	<p>・21年度からの低価格法導入により22年度にも債務超過の可能性あり。公社の最大限の自助努力を前提に、安定的で自立した経営継続のための総合的な支援策(当面の債務超過の回避策を含む)を県の財政状況を勘案しながら早急に検討する。 ・プロパティ工業団地のうち分譲中の団地については、公共工業団地と同様な金利負担の軽減策についても検討していく。また、未造成の団地については、公社としての事業化が困難な状況を踏まえ、県を含む新たな事業主体についても検討を行う。 ・公社の経営状況から、今後新たな事業に対しては、現在のスキームによる資金調達に困難な状況となつていくことから、新たな資金調達方式など、県としてより有利な条件で資金調達が図られるよう、金融機関と協議していく。 ・福祉施設のうち公社による経営が困難と判断されたものについては、民間譲渡や施設の廃止を視野に入れるとともに、施設の廃止等に伴う経費についても、支援を検討する。 ・茨城空港については、就航対策に引き続き全力で取り組むとともに、ターミナルビルの運営については、公社の健全経営のために支障及び協力を実施する。 ・ビル・駐車場事業等については、当面、貴重な収入源として事業を継続していくが、将来的に入居率が悪化するなど等により公社経営に深刻な影響を及ぼすと判断される場合には、売却も視野に入れるとともに必要な措置を検討する。</p>	
<p>住宅供給公社</p>	<p>・改革工程表に基づき、民間事業者との共同事業、インターネット販売など多様な販売方策により顧客開拓、販売促進を図り、保有土地処分目標達成に向け全力で取り組む。 ・平成19年度決算で生じた損失については、土地の早期処分等のためのやむを得ない損失であることから、18年度決算同様同様に追加の支援を講じることとする。また、今後、地価下落等によるやむを得ない追加損失が生じた場合も同様とする。 ・地価下落傾向が続く中、低価格法適用により保有資産の評価損は避けられぬため、発生が予想される損失には適切に対応する。</p>	

	<p>・ 県の経営支援により、27年度までに債務超過の解消を図る。 ・ 地価下落傾向にあるが、長期保有土地の約9割を占めるひたちなか地区についてはできるだけ有利に売却する。</p> <p>・ 中期経営計画に基づき、人件費の削減等による県費負担の削減を図る (H17 - H18 で7億円の県費負担減) ・ 県立あすなろの郷のあり方検討 (県立施設としての役割等)</p> <p>平成19年12月の「県出資団体等経営改善専門委員会意見」に基づき、下記の改革を実施していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県職員派遣の見直し (H17/H22 で△58人、36%の減。派遣職員の若年化) ・ 埋蔵文化財事業への民間事業者の活用等による経費削減 ・ 指定管理者としての適正な財団運営 (指定管理料の算改善など) ・ 財団のあり方検討 (生涯学習施設の必要性検討 (吾国山洗心館は20年度で廃止予定)、生涯学習センターの民間・市町村との役割分担などの総合的検証など) 	
<p>一般会計からの繰出し 抑制 19年度→22年度 20年度：▲8億円 22年度までに、 年間▲10億円</p>	<p>○ 特別会計・企業会計の見直し</p> <p>○ 事業の効率化や経費の徹底した見直し等により、一般会計からの繰出金の更なる抑制。 ○ 当初の設置目的が薄れたものなどの廃止・休止を検討 (物品調達、公共用地先行取得事業など)。 ○ 地方公営企業法の全部を適用した病院事業については、更に抜本的な経営改善・効率化を進め、一般会計からの繰出金を抑制する。 ○ 地方公営企業法の財務適用予定の流域下水道事業については、企業的経営により事業の効率化や費用負担の明確化を図り、一般会計からの繰出金を抑制する。</p>	<p>※ 効果額については、「財政集中改革プラン」の収支見直し (H21～22) をベースに、前年度と当該年度を比較した額を記載している。 ※ 「人件費の抑制」については、「組織面」での効果額を一部重複して記載している。</p>

調査項目	執行部案の概要	改革効果額等
<p>○県税徴収率の向上</p>	<p>○目標徴収率(実績) 20年度 97.0% 19年度 96.5% (96.4) 18年度 96.0% (96.3)</p> <p>○これまでの主な取組み(18・19年度) ・「催告の繰り返し」から処分前提の滞納整理への転換 ・個人県民税対策 市町村への県税務職員派遣(H18～12団体、H19～16団体) ・自動車税対策 タイヤロックによる差押、自動車公売の実施 ・自主納税推進 納税証明書添付義務の拡大(14から29事業へ) ○重点的に実施する事項 〔個人県民税対策〕 〔県賦課徴収対策〕 ・特別共同滞納整理の強化 ・特別徴収義務のある事業所に対する特別徴収の要請 ・捜索等による財産調査や動産等差押の強化 ・現年課税分の大口滞納事案等に対する滞納整理の早期着手 ・徴収強化対策室での大口滞納事案処理の拡充</p> <p>○徴収率による県単補助金削減(再掲)</p>	<p>19→22年度 20年度：4億円 22年度まで：年間9億円 ずつ増加</p>
<p>○県等未利用地の処分促進</p>	<p>○現況 未分譲面積 1,441ha 借入残高 4517億円…(H19末、次行も同じ) (うちTX沿線開発(土地区画整理特会)、開発公社、土地開発公社、住宅供給公社の4つで1,351ha 4,110億円)</p> <p>○全般的対策 ・不確定な将来負担及び金利負担抑制のため早期処分が必要。土地の利用価値、取引の実勢、将来の金利負担等を総合的に勘案し、弾力的な価格設定、処分方法を検討する。 ・早期処分により確定した損失については、できるかぎり早期に対策を講じる。 ・公共事業による計画的買い取りなど公共利用等について検討する。</p> <p>○主な個別対策 ・TX沿線の土地(詳細は第20回委員会資料参照) ・昨年度までの処分実績は、簿価を上回る価格で行われているが、昨年度上半期頃から土地需要が落ち込んできている。住宅にこだわらず、事業所、研究所、医療福祉施設、商業サービス施設、物流施設など幅広く誘致していく。 ・大規模緑地について公共利用も含め活用策を検討するほか、河川調節地用地等については公共事業による買い取りなど早期処分の具体化に努める。など ・開発公社に委託している県の工業団地 ・金利分の県費負担に加え、県による段階的買い戻しを継続実施。単価見直しを含め早期処分方針を検討実施。 ・住宅供給公社 前掲(出資団体見直し欄) ・土地開発公社 前掲(出資団体見直し欄)</p>	<p>〔一般会計分〕 19→22年度 20年度：3億円確保 (業務用地分(7.4億円)を加えると7.7億円) 22年度まで：年間3億円以上確保</p>
<p>○使用料・手数料等受益者負担の適正化</p>	<p>○物価動向等社会情勢の変化に応じて適切に見直す。 ・7条例で、改定107項目、新規4項目、計111項目について見直し、自動車保管場所証明手数料、飲食店営業許可更新申請手数料など改定。52百万円の収入増。 ・さらに一般用医薬品販売登録者制度創設による手数料収入増50百万円(上記と合わせて、H20は約1億円の収入増。)</p>	<p>19→20年度 20年度：1億円 (一斉見直し) 今後定期的見直しで 0.5～1.5億円</p>
<p>○各種基金の整理統合と活用</p>	<p>○残高僅少なものの、国費が財源でないもの、必要性が少なくなったものについては廃止を含めた見直しを検討。 20年度は下記の5基金を廃止。 (県北・鹿行地域整備基金、県有林事業基金、宝くじ収益金による基金、霞ヶ浦対策基金、常磐新線・グレートターターつくば整備基金) ○特定目的のための基金についても財源対策で活用できるよう規定の見直し (ふるさと水と土基金の活用、土地開発基金の更なる活用など) ○国費で造成した基金の財源対策への活用を検討</p>	<p>19→20年度 20年度：10億円 (整理統合)</p>
<p>○特別会計・企業会計の見直し</p>	<p>○内部留保資金等が多い会計について、県債や一般会計からの貸付金の繰上償還、一般会計への更なる繰出しを実施(工業用水道事業、市町村振興資金など、20年度は6億円を繰出し)</p>	<p>一般会計への繰出し増 20年度：3.4億円確保 22年度までに：3.5億円以上確保</p>

<p>○収入未済額の縮減</p>	<p>・滞納者に対する回収策の強化として、臨戸催告や相談体制の強化、高校授業料などについて簡易裁判所による支払い督促制度の活用、県営住宅家賃改修などについて民間債権回収会社への回収委託・集金代行業務の委託などを実施。 ・新たな未収金の発生防止として、債務者の経営、資産状況の十分な把握、貸付時の適切な審査、連帯保証人に対する償還義務履行の意識付け、速やかな債権保全措置などを講じる。 ・全庁的な取り組みとして、未収債権対策連絡会議において、弁護士、債権回収会社の専門家を招聘し研究・研修会を実施する。</p>	<p>税外未収金回収額（過年度分） 19年度：4億円 20年度：4億円</p>
<p>○広告収入の増加</p>	<p>・給与支給通知書裏面への広告掲載、庁舎等公共施設における有料広告掲載などにより1～2百万円程度の収入増。</p>	

※効果額については、「財政集中改革プラン」の収支見通し（H21～22）をベースに、前年度と当該年度を比較した額を記載している。

その他

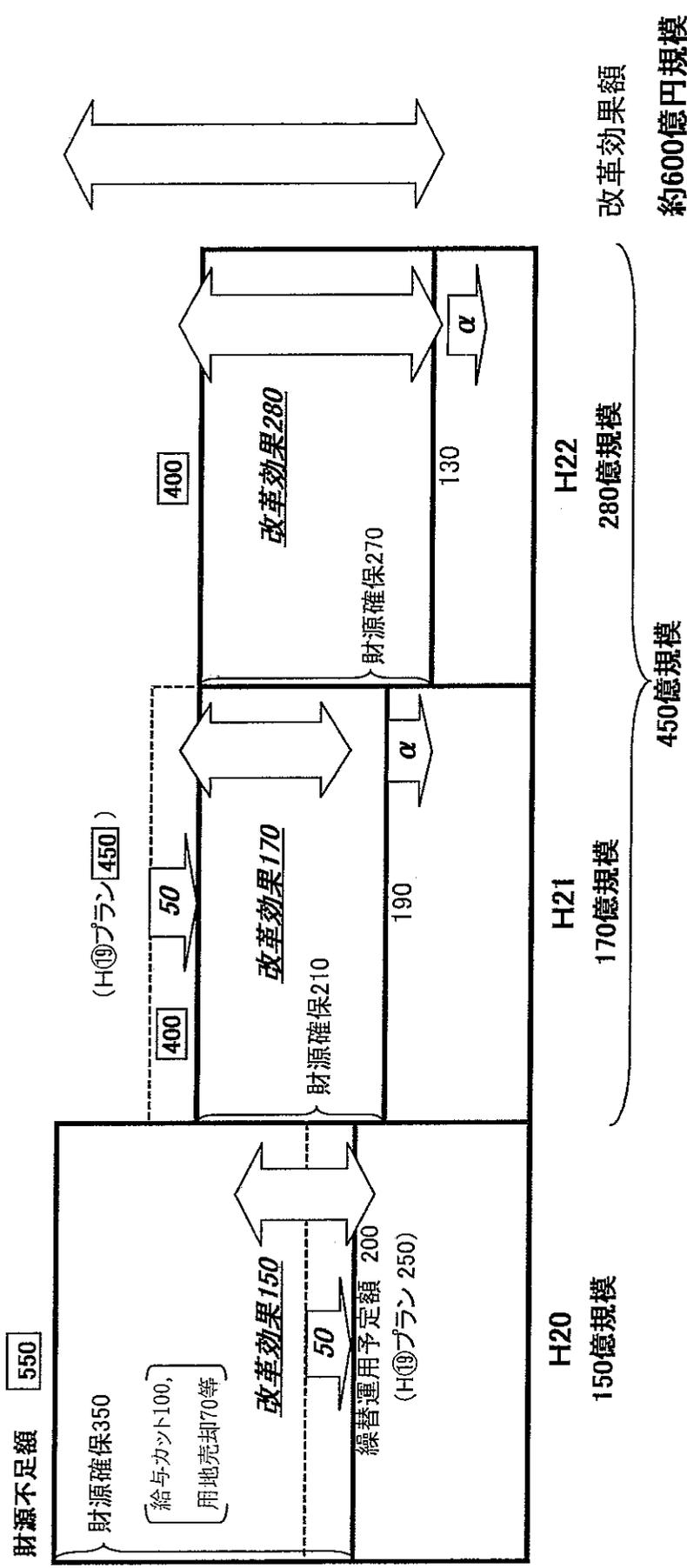
調査項目	執行部案の概要	改革効果額等
<p>○政策評価等事業評価制度のさらなる充実</p>	<p>・施策、事業を評価する政策評価制度については、PDCA サイクルの実効性を高めるため、事業部局と財政部局、また事業部局間の連携を強化するなど評価結果の有効活用に努める。 ・評価事務が過重にならないよう評価手法や活用方法などについて不断の見直しを行っていく。 ・より一層県民への浸透を図るため、県民に分かりやすい公表方法について検討する。</p>	
<p>○地方税財政制度の見直し</p>	<p>※委員会が下記内容の意見書を国に提出。 ○第二期地方分権改革の推進を求める意見書 ・交付税総額確保 ・国と地方の役割分担の見直し ・地方税源の充実強化と偏在是正対策 ・直轄事業負担金の廃止 ・各自自治体の状況を斟酌した上での再生法制に係る各種基準の設定 ・高金利地方債の繰り上げ償還制度の拡充 ○真の地方分権の実現に向け真摯な取り組みを求めめる意見書 ・国から地方への原則どおりの権限財源移譲、内閣総理大臣のリダーシップ発揮 ・地方交付税総額の復元充実、地方消費税の充実など地方税源の強化 ・法人事業税の分割基準見直し等地域間税収格差の是正</p>	
<p>○企業誘致の促進</p>	<p>・企業部門の好調さが続いている好機を逃さず本県独自の課税免除措置や交通インフラなど、本県の立地優位性をアピールし積極的な企業誘致に取り組み。 ・不動産の証券化など新たな分譲手法を検討。 ・間接リソース制度や紹介手数料制度の拡充を19年度より新たに実施。</p>	<p>分譲目標年間60件、100ha（民地含む）</p>

※効果額については、県計画の目標値を記載している。

〔改革効果額〕	
◆20年度	150億円規模
◆22年度までにさらに	450億円規模

※給与カット（105億円）及び臨時的な業務用地売却収入（74億円）を除く

○改革効果額の考え方(イメージ)



(ポイント)

- ・平成20年度の財政集中改革プランにおける改革効果額のイメージを図示。
- ・改革効果額は、平成20年度においては、150億規模。平成22年度までに、さらに450億円規模。合わせて約600億円規模。
- ・平成20年度の改革効果により、19年度プラン時に想定した繰替運用予定額250億を200億以下へ50億以上縮減。
- ・平成21年度には、改革効果として財源不足額を19年度プラン時の想定より50億縮減するとともに、170億規模の改革効果。
- ・平成22年度には、平成21年度の改革効果を踏まえ、280億規模の改革効果。
- ・組織の再編などの改革を明確にして、21年度の繰替運用予定額190億、22年度の繰替運用予定額130億のさらなる圧縮に取組。

※財源不足額 = 19年度当初予算ベースで推計した歳入・歳出の収支不足額
 ※財源確保 = 財源不足額を解消するための歳入確保・歳出削減等の取組額
 ※繰替運用予定額 = 財源確保によって不足し、将来の県債償還のための県債管理基金からの緊急避難的な借入（繰替運用）を予定せざるを得ない額

(資料6)

真の地方分権の実現に向け真摯な取り組みを求める意見書

三位一体の改革に伴う地方交付税の大幅かつ急激な削減以来、一部の富裕団体を除き多くの自治体は、財源対策に汲々とした行財政運営を強いられている。

これまでも国を上回るペースで行革努力を積み重ねてきた地方にとって、更なる歳出削減は「渴いた雑巾をさらに絞る」作業であり、住民サービスを低下させずに歳出を削減するには、職員の給与カットなどの人件費削減や県債管理基金からの繰替運用など、窮余の策で歳出歳入のギャップを埋めざるをえない状況にある。この財政危機は、三位一体の改革によりもたらされた構造的なものであり、地方自らの改革努力のみで安定した自立的な行財政運営を行っていくことは極めて困難な状況にある。

閉塞感が蔓延する地方にあって、地方都市の中心市街地の衰退や中山間地の過疎化は一層深刻化しており、大都市部と地方の地域間格差はますます拡大してきている。

また、中央集権の下で画一的に行われる施策は、財政的に非効率であるばかりではなく、生活者の視点の欠如により様々な行政課題を露呈させている。

このような状況を打開するには地方分権改革を断行し、自治行政権、自治立法権、自治財政権を具備した「地方政府」を確立し、中央省庁の組織解体を含め中央政府のあり方そのものを変革していくしか道はないと考える。

さらに激しく、ますます複雑に展開していく国際政治、国際経済、国際社会の中で、我が国がその立場を確固たるものとし、発言力や行動力あるリーダーであり続けることを目指すのならば、そもそも国は、外交、防衛、通貨、司法といった本来国でしか担えない事務に専念すべきである。それ以外の事務を地方に委ねることを躊躇しているいとまはない。地方分権の基本原則は、中央政府の役割を限定し、住民に身近な行政は地方自治体が担っていくということに他ならず、この原則からすれば、地方分権改革推進委員会の第1次勧告で打ち出した権限移譲項目がすべて地方に移譲されたとしても地方分権は完結するものではない。

一方、政府の地方分権改革推進要綱（第1次）では、移譲項目の範囲は上記原則よりも大幅に狭まっている。そして、その矮小化された議論の中でさえ各省庁は激しい抵抗をみせており、地方の失望感、徒労感は非常に大きいものがある。

第二期の地方分権改革の成否がかかっている今こそ、国においては、地方分権の意義、重要性を再認識され、下記事項について真摯に取り組まれるよう強く求めるものである。

記

- 1 国から地方への基本原則どおりの権限移譲が達成されるよう、すべての関係省庁は真摯に取り組むとともに、内閣総理大臣は強力なリーダーシップを発揮すること。また、権限移譲にあたっては、必要となる財源移譲も一体的に進めること。

2 地方の疲弊を重く受けとめ、地方の財源不足に対応して、地方交付税総額を復元・充実すること。

あわせて、地方の安定的な行財政運営を確立するため、地方消費税の充実等を通じて地方税源を強化すること。

3 法人事業税の分割基準の見直し等により、地域間の税収格差の是正を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年 月 日

茨城県議会議長 桜井 富夫

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

農林水産大臣

経済産業大臣

国土交通大臣

環境大臣

内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

(資料7)

その他委員会から出た意見

総合事務所関連

- ・消費生活相談は一義的には市町村で受け、そこで対応できないものを県に回すやり方がよい。

土木事務所関連

- ・発注者側の施工管理能力が低下しているとの声も聞かれることから、民間業者をしっかりと指導できるよう、一層の職員の技術力向上に取り組むべき。
- ・道路法線を立案する際には、必ず職員自らが現場を入念に踏査し、その後の事業が円滑に進むよう留意するべき。
- ・水戸土木の偕楽園公園課と都市施設整備課は1つにしてもいいのではないかと。2つ置くのであれば、偕楽園公園課は観光などソフト事業も持つなど機能強化していくべき。

試験研究機関関連

- ・県民から見て何をやっているのかわからない名称になっている機関が多い。わかりやすいネーミングにするべき。
- ・「ピュアいばらき」はもっと販売促進の努力をするべき。

高等学校再編関連

- ・私立は生徒に金銭負担が大きい。私立から公立に生徒をシフトさせるくらいの意気込みで私立に負けないような公立学校づくりをするべき。
- ・金銭的には学費補助をしても公立の生徒を私立にシフトさせる方がよい。私立は建学の精神を持って個性的な教育をしており、私学のよさを受け入れ公立から私立に生徒をシフトさせるような施策があってもよい。

その他教育関連

- ・学校に学校支援ボランティアなどを受け入れ、地域ぐるみで学校経営を支援してもらう「学校支援地域本部事業」が浸透した場合、どれくらい教員の業務負担が軽減されたのかを検証するべき。
- ・教員のメンタルケアは大きな課題である。初任者研修時に人間関係を構築するため、教育研修センターの宿泊室を個室から相部屋に改装するべき。
- ・教育は財政的な問題だけではなく国の根幹に関わることなので、しっかりと県がリーダーシップをとって、各市町村を指導するべき。

大型補助金関連

- ・私学助成を見直す場合には、これまでの私学の果たしてきた役割を十分に踏まえた上で検討すべき。
- ・マル福制度の所得制限について、少子化対策の観点から見直すことも検討すべき。

特別会計関連

- ・中小企業事業資金について、貸付金の回収ができなくなると一般会計にも影響が出るので、貸付審査と未収金回収には最善の努力をしてほしい。
- ・高度化資金はここ数年実績がないのだから、どこかで整理することを考えてはどうか。
- ・競輪事業について、日本自転車振興会に納める交付金の削減を要望していくべき。

県税徴収率関連

- ・県税の不納欠損額の推移が軽油引取税によって大きく左右されているが不正軽油を許さないよう警察等と連携してしっかりやってほしい。

財政再建等調査特別委員会
調査結果中間報告書

平成19年12月19日

茨城県議会

(資料8)

平成19年12月19日

茨城県議会議長 飯野 重男 殿

財政再建等調査特別委員会
委員長 石川 多聞

財政再建等調査特別委員会調査結果中間報告書

平成19年第1回定例会において、本委員会に付託された「行財政改革の徹底を図り、財政再建を進めるための諸方策の調査」について、これまでの調査経過及び結果を次のとおり報告する。

目 次

中間報告にあたって	1
I 調査方針等	
1 財政再建等調査特別委員会調査方針	2
2 調査フロー	3
II 本県財政状況等の現状・課題と見直しの方向	
1 本県財政の概況	4
2 行政組織の現状・課題と見直しの方向	5
3 歳出面の現状・課題と見直しの方向	6
4 歳入面の現状・課題と見直しの方向	6
III 調査項目	7
IV 本県財政再建のための諸方策	
1 行政組織改革のための諸方策	8
2 歳出削減のための諸方策	10
3 歳入確保のための諸方策	13
4 その他財政再建のための諸方策	14
V 平成20年度予算編成及び行政組織改編に向けて	15
VI 今後の調査にあたって	15
関連資料	16
資料1 調査にあたった委員	
資料2 調査活動経過	
資料3 第二期地方分権改革の推進を求める意見書	
資料4 本県財政の概況	
資料5 財政収支見通し	
資料6 平成19年度予算の内訳	

中間報告にあたって

本委員会は、平成19年第1回定例会において、「行財政改革の徹底を図り、財政再建を進めるための諸方策」を調査するために設置され、平成19年5月11日に第1回目の委員会を開催して以来、これまで11回にわたる審議を進めてきたところである。

(資料1 調査にあたった委員)

この間、全部局から行財政改革を進めるにあたっての現状・課題と対応の方向について説明聴取を行うとともに、行財政改革に積極的に取り組んでいる岡山県、大阪府、京都府などの状況調査を実施するなど精力的に審議を重ねてきたところである。

(資料2 委員会調査活動経過(平成19年12月14日まで))

また、本県の財政状況をここまで危機的にした最大の原因をいわゆる「三位一体の改革」に伴う国の一方的な地方交付税の削減ととらえ、国の税財政制度に係る諸問題に対して、平成19年6月22日に菅総務大臣など関係省庁幹部などに対し、意見書を提出したところである。

(資料3 第二期地方分権改革の推進を求める意見書)

現在県においては、平成20年度に向け、予算編成や行政組織体制の改編などについての事務的な作業を行っているが、「未曾有の危機」と県自らが認識している財政状況を踏まえると、行財政改革は一刻の猶予も許されない状況である。

このため、中間報告として、これまでの調査審議を踏まえ、行政組織の見直しや、歳入歳出面の改革など財政再建を進めるための諸方策について提言するとともに、今後の調査の方向性について示すものである。

I 調査方針等

1 財政再建等調査特別委員会調査方針

本委員会に付託された「行財政改革の徹底を図り、財政再建を進めるための諸方策の調査」を達成するため、第1回委員会で調査方針を決定した。

(1) 調査目的

本県の財政は、三位一体の改革による地方交付税の大幅な削減により一般財源総額が大きく減少し、平成19年4月からは職員給与の削減措置を講じるなど、未曾有の財政危機に瀕している。

一方、少子高齢化社会の進展や医師不足問題、南北格差への対応など行政需要が多様化しているなかで、本県が激化する地域間競争に打ち勝ち、活力ある発展を遂げていくためには、県民ニーズを的確に捉え、迅速に施策展開するための財源や組織体制が必要である。

そこで県議会は、持続可能で健全な財政構造を確立するため、歳入歳出全般にわたる徹底した見直しや、簡素で効率的な運営ができるような行政組織体制の見直しなど所要の調査を行う。

(2) 調査項目

行財政改革の徹底を図り、財政再建を進めるための諸方策について調査する。

- (1) 歳出の削減
- (2) 歳入の確保
- (3) 行政組織の見直し

(3) 調査期間

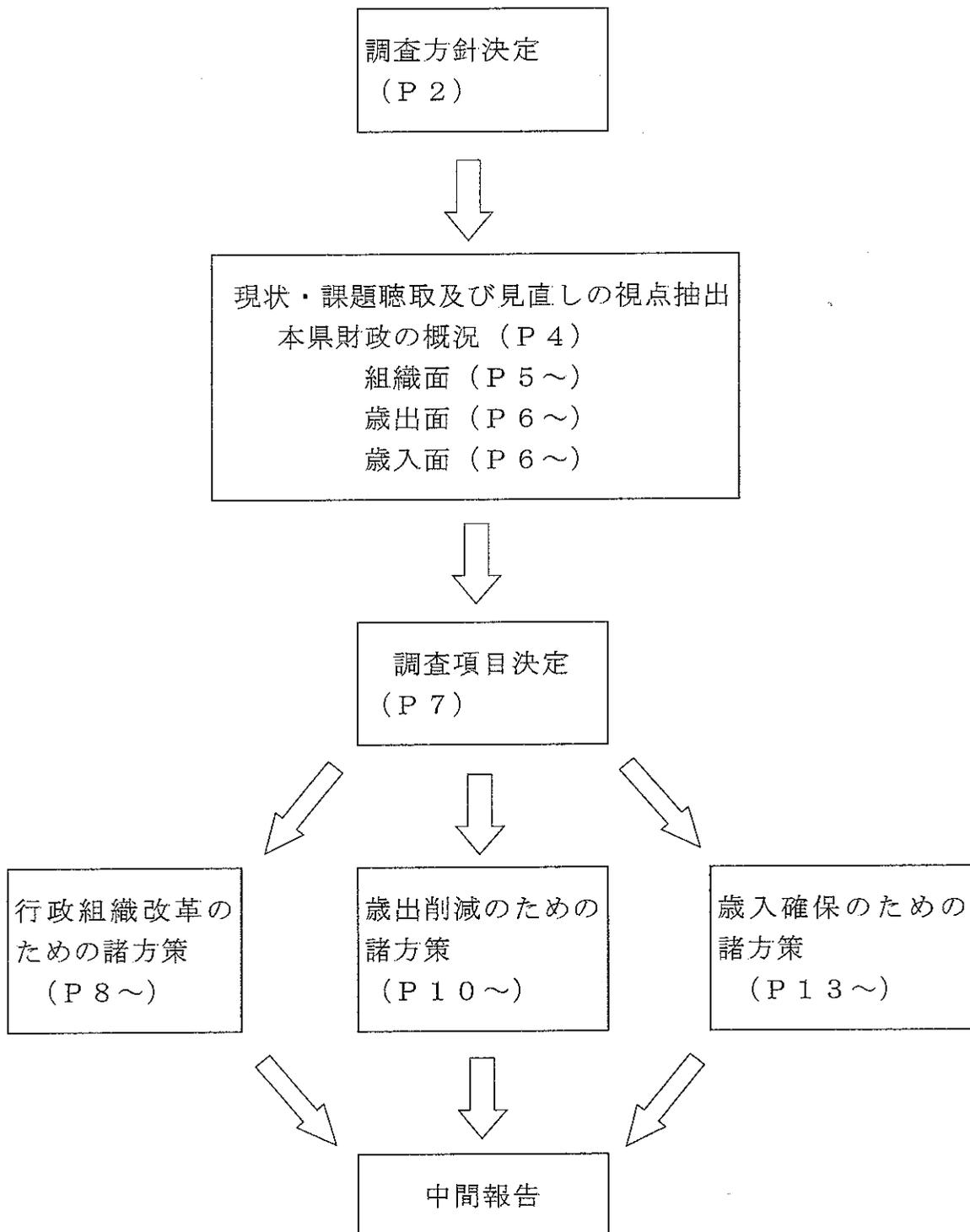
調査期間は平成20年6月までのおおむね14カ月とする。

(4) 調査結果

本委員会の調査が、本県将来の財政再建に繋がるよう平成20年第2回定例会の期間中に最終調査結果を報告する。また、当面の財政危機に適切に対応するため、必要に応じ調査期間中に提言を行う。

2 調査フロー

本委員会が調査しなければならない3分野はそれぞれ幅広であり、限られた時間の中で最大限かつ具体的な成果を得るため、下記のフローに沿って調査を進めてきた。



Ⅱ 本県の財政状況等の現状・課題と見直しの方向

財政再建は、歳出削減と歳入確保の2つの方法によってしか成し遂げることができない。本委員会では、本格的な審議に先立ち、まずは、本県財政の現状を概括的に調査し、その後、財政再建に効果的な調査項目を決定するため、行政組織面、歳出面、歳入面それぞれについての現状と課題を聴取し、見直しの視点を抽出した。

1 本県財政の概況

(1) 県税・地方交付税等の状況（資料4）

平成15～19年度の5年間の県税・地方交付税等の推移をみると、県税収入が1,685億円伸びているのに対して、地方交付税等は2,951億円削減され、その結果一般財源は1,266億円減少している。

これは、三位一体改革における地方交付税の削減によるものである。

(2) 県債残高、一般財源基金残高等の状況（資料4）

県では、平成20年度までに県債残高を減少に転じさせることを目指している。

平成元年度以降の20年間の状況をみると、県債残高は終始増加を続けているが、ここ数年は公共投資の縮減等により伸び幅が小さくなっている。

一般財源基金残高については、ピーク時には1,700億円を超えた時期もあったが、平成19年度末見込みでは130億円となっており、1兆円程度の予算規模に対しては極めて少額で、枯渇寸前の状況である。

(3) 当面の財政収支見通し（資料5）

県では、平成22年度を目途に一般財源基金からの繰り入れに頼らずにプライマリーバランスを黒字化させることを目指しているが、平成19年度当初予算を基礎とした平成21年度までの財政収支見通しでは、これまでと同様の財源対策を行ったとしても、平成20年度に250億円、平成21年度に150億円と多額の財源不足が見込まれる。ちなみに平成19年度の財源不足額180億円については、緊急避難的な措置として県債管理基金からの借り入れによって財源確保したところである。

(4) 平成19年度予算の内訳（資料6）

歳出削減の内訳を一般財源ベースでみると、7,130億円の主な内容は人件費2,834億円、一般行政費1,618億円、公債費1,372億円、税交付金946億円などとなっている。

このうち、一般行政費を除く経費は義務的性格が強く、また、一般行政費の中身を調べてみると、1,133億円は介護給付費負担金や老人医療給付費負担金、また住宅供給公社、土地開発公社への経営支援補助金など固定的な経費であり、自由度の高い経費は485億円しかない状況である。

とりわけ、両公社への経営支援は約56億円であるが、約10年間にわたって本県の財政負担となり財政危機の要因のひとつとなっている。二度とこのような支援

策を講じる事態を招かないよう、県はこのことを重く受けとめ、今後、慎重に政策判断を行うべきである。

2 行政組織の現状・課題と見直しの方向

歳出削減のためには、予算に占める割合がもっとも高い人件費の削減が効果的である。

これまでも平成5年度から平成18年度までの間に一般行政部門で16.2%の職員を削減し（全国第7位の削減）、また平成19年4月から一般職員の給与カットに踏み切るなど、厳しい人件費抑制に努めてきたが、この未曾有の危機を乗り切るため、さらなる人件費抑制の道を見つけるとの観点から、行政組織の現状・課題を調査した。

その結果、「平成の大合併」により市町村数が半減したこと、IT技術や道路交通網の整備が格段に進展していること、本県の職員の7割は出先機関に勤務していることなどから、まずは、職員削減に効果が高いと思われる出先機関の現状・課題を調査した。

出先機関の見直しの状況をみると、農業改良普及センターが平成6年度に14箇所、保健所が同時期に4箇所、また11年度に2箇所減ってはいるものの、既述した市町村合併の進捗やIT環境の格段の進展などを踏まえた再編はほとんど実施されていないことがわかった。

これを踏まえて、委員会は、まずは本庁への業務集約や市町村への権限移譲を徹底し、出先機関の機能を縮小することを求め、その上で、地方総合事務所をはじめ、主要な出先機関についてはすべて見直す方向で調査を進めることとした。

また、審議会、懇談会等の状況について調査したところ、県庁内に203設置されており、子細にみても、形骸化していたり、類似目的のものが設置されているなど、見直すべき点が多々あることがわかった。これについては、委員謝金などの開催経費はもとより、これに係る職員の諸準備のための人件費が大きいと思われるため、徹底して見直す方向で調査を進めることとした。

さらに、本県の人件費の伸び率が全国平均を上回る点について、人件費の大宗を占める教育部門の調査を行ったところ、小中学校教育職の平均年齢が高いこと、高校教育職の減少幅が小さいことがわかった。

そこで、市町村合併の進展で市町村の教育委員会が力をつけていく中で、教育事務所等の指導体制について見直しを図れるのではないかの観点から、教育事務所及び教育研修センターのあり方について調査を進めることとした。

3 歳出面の現状・課題と見直しの方向

既述した本県の平成19年度予算の中身を見てみると、人件費、公債費など義務的経費の割合が高く、自由度の高い経費はわずか485億円しかないことがわかった。

また、ゼロベースの視点に立って事業のスクラップアンドビルドを徹底したことにより、平成10～18年度の9年間で、2,092億円の歳出を削減してきたところである。

このような状況下でさらなる歳出削減を図っていくことは、乾いた雑巾を絞るような作業であり、どれか1つを大きく削って財政危機を回避できるような、いわゆる特効薬はなく、すべての事業を見直して、小さい節約を重ねていくしかない状況である。

この状況を踏まえ、一般行政費で自由度の高い部分である485億円については、県単補助金の縮減、委託料の見直しなど徹底した事務事業の見直しや、特別会計などへの繰出金、出資団体等への財政支援の見直しについて調査を進めることとした。

また、一般行政費で固定的な経費となっている部分についても見直しの可能性がないかさらに調査を進めることとした。

さらに、義務的経費となっている公債費の抑制について、また、すでに大幅な削減を図ってきている公共事業の一層の縮減重点化についても調査を進めることとした。

4 歳入面の現状・課題と見直しの方向

本県の県税収入額は、平成15年度以降、企業収益の回復などと相まって増加に転じ、平成18年度は過去最高額を達成、平成19年度は4千億円を超えることが予想されている。

しかしながら、本県の県税徴収率（平成18年度）は全国第39位、とりわけ市町村に徴収を依頼している個人県民税にいたっては全国第46位と財政再建上、また税の公平性の点からも極めて憂慮すべき状況となっている。

委員会はこの点を重視し、県税徴収率の向上を図るための諸方策についてさらに調査を進めることとした。

また、本県には1,000haを超える県有未分譲地があり、多額の借入残高を抱えている。これの早期処分は、借入金返済による利息負担の軽減のみならず、税収が伸びてもそれ以上に地方交付税が減らされる現況においては、地方交付税の算出基礎に計上されない税外収入の確保としても極めて重要であり、その処分策について調査を進めることとした。

さらに、緊急避難的な財源確保が必要な現状を踏まえ、使用料・手数料の見直し、約55億円（平成18年度決算）にもものぼる県税以外の収入未済額の縮減、現在

32ある基金の整理統合や財源確保のための活用の可能性についても調査を進めることとした。

Ⅲ 調査項目

県から現状・課題を聴取した上で、下記の項目を本委員会の調査項目と決定した。項目は、調査方針に沿って、組織面、歳出面、歳入面の3分野ごとに仕分けし、複数分野にまたがる項目についてはその他として整理した。

項目の抽出にあたっては、本委員会が具体的な成果を出すことを強く求められていること、また、調査期間が14カ月と限られた時間の中で幅広の議論をしなければならないことを念頭に置き、財政再建に効果が大きく具体的に結果の出る項目を優先的に審議することとした。

○組織面

- ・本庁と出先の役割分担の見直し
- ・地方総合事務所の役割再検討
- ・県税事務所、保健所、土木事務所の配置検討
- ・地域農業改良普及センター、土地改良事務所等農業振興体制の再検討
- ・審議会・懇談会等附属機関の見直し

○歳出面

- ・公共事業の縮減重点化
- ・事務事業の見直し
(県単補助金の縮減、委託料の見直し、大規模建設事業・イベントの見直し、IT関連経費の縮減など)
- ・公債費負担の抑制(新規発行抑制・県債残高の圧縮)
- ・出資団体等への財政支援の見直し
- ・特別会計・企業会計の見直し

○歳入面

- ・県税徴収率の向上
- ・県有未利用地の処分促進
- ・使用料・手数料等受益者負担の適正化
- ・各種基金の整理統合と活用

○その他

- ・政策評価等事業評価制度のさらなる充実
- ・地方税財政制度の見直し
- ・企業誘致の促進

※事後の追加削除の可能性有り。

地方税財政制度等の国の所管事項については、必要に応じ国に提言する。

IV 本県財政の再建のための諸方策

本県は平成15年度から県債管理基金の繰替運用による予算編成を行うなど、厳しい財政運営を強いられている。この「未曾有の財政危機」を回避するため、聖域なき行財政改革を即刻断行しなければならない。

県においては、本委員会で集約された以下の提言について、極力早期に実現されることを強く求めるものである。

1 行政組織改革のための諸方策

(1) 本庁と出先の役割分担の見直し

市町村合併を踏まえまちづくり特例市制度の活用などによる市町村への権限移譲を一層進める一方で、IT環境の進展、道路交通網の整備などから集約化するほうが効率的な業務や専門性の高い業務は本庁に集約化し、出先機関の効率化を図るべきである。

(2) 地方総合事務所の見直し

- ・本庁への業務の集約や、市町村への権限移譲等を進めることにより、業務を縮小かつ組織体制を大括りし、現地性の高い事務や県民サービス中心の事務所に見直すべきである。
- ・後継事務所の設置位置については、新茨城県総合計画の広域連携圏を基本とし、北部地域と南部地域に区分し、事務所体制のあり方を考えるべきである。
- ・現在の県北地方総合事務所の管轄区域は、一般県民の多くが考える「県北地域」と認識のずれがあるため、この点に留意して後継事務所の管轄区域を検討するべきである。
- ・事務所の設置位置については、十分に県民理解を得るべきである。特に人口の重心以外に事務所を設置する場合には、留意するべきである。

(3) 県税事務所の見直し

- ・管理職、総務部門の削減や、事務合理化による人員削減を図るとともに、困難滞納事案への重点的人員配置等を図るため、一部事務所を住民サービス中心の支所にするなど再編するべきである。
- ・市町村等との一層の業務連携を図り、組織を効率化していくべきである。

(4) 保健所の見直し

- ・市町村合併や交通体系の整備、市町村への権限移譲が進んでいる状況から、管轄区域を広域化し、業務の集約化によって保健所機能の専門性を高めていくべきである。
- ・法の規定を踏まえ、管轄区域は二次保健医療圏を基本とし、圏内に複数ある保健所については一方に業務集約し、他方を支所化するなど何らかの再編をするべきである。
- ・県民、事業者、関係団体などの意見をよく聞きながら再編を進めるべきである。

- ・健康危機管理や難病対策，育児支援など今日的課題については強化しながら，再編を進めるべきである。

(5) 農業関係出先機関の見直し

地域農業を振興する視点を持って，試験研究機関などとの連携体制も考慮しつつ，総合事務所農政部門，農業改良普及センター，土地改良事務所について再編を図るべきである。

(6) 土木事務所等の見直し

- ・社会基盤の整備状況，市町村合併などを踏まえ，総務，検査，管理部門などを集約化し，効率的な組織体制に再編するべきである。
- ・再編にあたっては，県民ニーズを踏まえた現場機能の維持を図り，災害など緊急時対応に遺漏のない組織体制とするべきである。
- ・特設事務所は，その役割の変化に即応し，適切に見直すべきである。

(7) 審議会・懇談会等付属機関の見直し

- ・現在203設置されているすべての審議会，懇談会等について，必要性，運営方法などを検証するべきである。
- ・当初の設置目的が達成済みのものや類似目的のもの，形骸化しているものなどについて，極力廃止・休止・統合などの見直しを行うべきである。
- ・新たに設置されるものも含めて，すべての審議会，懇談会等に終期を設定するべきである。
- ・廃止・休止・統合ができないものについては，最小限の委員数で行うなど運用改善を図るべきである。

(8) 教育委員会等の組織体制の見直し

- ・市町村合併により，市町村教育委員会が強化されていくことを踏まえ，教育事務所等の市町村指導体制について見直すべきである。
- ・指導主事数を削減し，その経験者を学校現場に戻すべきである。
- ・公立小中学校については，全国平均と比べて小規模校の割合が高く教員数が多くなっているため，規模適正化のための指針を作成するべきである。また，市町村教育委員会が学校に対して適切な指導が行えるよう，指導主事の派遣に係る基準を作成するべきである。
- ・県立高校については，中学校卒業者数の減少等を踏まえ，規模の適正化を図り，学級数及び教員数の見直しを行うべきである。
- ・本県教員の年齢構成には偏りがあるため，退職手当支出が平準化できるよう適切な対策を講じるべきである。

2 歳出削減のための諸方策

(1) 人件費の抑制

- ・19年4月からの全職員対象の給与カット措置により、職員の士気低下が懸念されている。国や民間の動向に留意しつつ、給与制度を適正に見直していくべきであるが、併せて、業務の成果に基づく評価方法を採用するなど、職員のやる気を引き出す人事評価制度の導入を図るべきである。また、給与カットが恒常的な措置にならないよう、全職員一丸となって徹底した歳出削減、歳入確保に努められたい。
- ・平成27年度まで特例的に認められている退職手当債を活用し、財政の硬直化を回避するべきである。また、退職手当額の平準化のため特例的に要件緩和している早期勸奨退職制度を積極活用するべきである。

(2) 公共事業の縮減重点化

公共投資は国の景気対策に連動して大幅な追加を行っていた以前の水準にまで縮減しているが、他県では本県以上に縮減している例もあることから、地域経済や雇用に与える影響に配慮しつつ引き続き抑制するべきである。

(3) 事務事業の見直し

① 県単補助金の縮減

ア 徴収率による県単補助金削減

- ・市町村が賦課徴収している個人県民税の徴収率が全国最下位レベルであることを重く受け止め、個人県民税徴収率が相当程度低い市町村に対する県単補助金を削減するなど、市町村の徴税努力を促す施策を講じるべきである。
- ・上記施策の実施にあたっては、まずは、市町村の徴税努力を十分に促した上で、市町村の財政状況、一般住民の生活に影響がでないよう慎重な制度設計を行うべきである。

イ 大型補助金の抑制

歳出に占める割合が大きい大型補助金について、補助要件等の他県との比較や補助金支出額の平準化などにより、支出額の抑制を図るべきである。

ウ 零細補助金の縮減

少額な市町村向け補助金や、団体向け補助金で団体の予算規模に占める県補助金の割合が小さいもの、団体の繰越額が県補助額を大きく上回っているものなどについては見直すべきである。

② 委託料の見直し

- ・庁舎清掃、警備業務など同種の事業については委託仕様書を統一し、また、極力随意契約から競争入札への切り替えを検討するなどして経費削減を図るべきである。
- ・事業目的に沿った適切な事業手法の検討や、外部委託等の民間活力導入、住民団体の活用などを一層推進するべきである。

- ・指定管理者制度の一層の導入を図るべきである。

③大規模建設事業・イベントの見直し

第4次行財政改革大綱で掲げられた方針を当面堅持するべきである。ただし、大規模イベントについては、県民が夢や希望を持てる施策として有効なため、経費を節減しつつ、適切に誘致することも検討するべきである。

また、県立友部病院については、県の精神医療の中核を担う役割の重要性や施設の老朽化、経営の合理化などを考慮し建て替えるべきである。

県有施設の維持管理については、予算編成の中に維持補修、減価償却の観点を入れていくことを検討するべきである。

④IT関連経費の縮減

部局によってバラバラに整備されてきた各種システムの非効率を是正するため、新規構築や改修等を行おうとする情報システムを対象に、入念な業務の見直しとシステムの最適化を図るべきである。また、全庁統一のシステム構築を検討するべきである。

(4) 公債費負担の抑制

- ・右肩上がりで増えている県債残高を減少に転じさせるべきである。
- ・また、本年度創設された高金利地方債の繰り上げ償還制度の活用や「超長期債」発行の検討など、資金調達コストの縮減を図るべきである。

(5) 出資団体等への財政支援の見直し

①全般的対策

- ・改革工程表の目標達成に向けあらゆる手段を講じて保有土地処分等に全力で取り組むべきである。精査団体は半年ごと、その他は1年ごとに工程表の取組状況を公表するなど進行管理を徹底するべきである。
- ・資産評価への低価法導入、公益法人制度改革への対応など、予測されている課題に対し、時間をきっちり決めて、迅速に対策を講じるべきである。
- ・「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に係る新たな財政指標（将来負担比率）の算出内容等の精査を進め、必要な対策を検討するべきである。
- ・出資団体の数を削減していくべきである。

②団体ごとの対策

ア 鹿島都市開発株式会社

事業の6割を占めるホテル部門の強化に努めるべきである。また、経営改善計画に基づき、引き続き徹底した経営管理を行うべきである。

イ 茨城県開発公社

- ・プロパー工業団地の早期分譲のため企業誘致体制を強化するべきである。また、

未造成団地については、交通インフラの整備の進捗、引き合いの状況等に応じ、注文造成などによる売却を検討すべきである。

- ・福祉施設部門については、中長期的には撤退も含めた運営方向を検討していくべきである。
- ・砂沼サンビーチのあり方について、早期に決定すべきである。
- ・ワープステーション江戸の施設運営について、ロケ事業を行っている民間への売却も含め検討していくべきである。
- ・茨城空港ターミナルビル事業については、既存の公社事業に影響を与えない独立した事業運営方針を立て、県の支援の下で安定した経営を行うべきである。

ウ 茨城県住宅供給公社

- ・民間事業者との共同事業、インターネット公売、土地探し相談会の開催などにより全力で顧客開拓、販売促進を図るべきである。
- ・造成費を削減するために、道路、埋設管などを民間が行う方策も検討するべきである。
- ・地価下落等により生じた追加損失の処理方策については、議会と十分に調整を図るべきである。

エ 茨城県土地開発公社

- ・県の経営支援などにより、27年度までに債務超過の解消を図るべきである。
- ・長期保有土地の9割を占めるひたちなか地区の保有土地を極力有利に売却し、これ以上の債務超過を発生させないように努めるべきである。

オ 茨城県社会福祉事業団

- ・中期経営計画に基づく経営効率化に努めるべきである。
- ・民間にできることは極力民間に任せ、人件費等の経費を節減するべきである。
- ・特に、あすなろの郷については、民間施設との連携を密にして、民間施設では看られない重度の方を中心に入所してもらい、施設をコンパクトにしていくべきである。

カ 茨城県教育財団

- ・生涯学習施設管理、埋蔵文化財事業の効率化を図るべきである。
- ・嘱託職員ないし臨時職員を活用し、県派遣職員は一定人数を残して県に引き揚げ、経費を削減するべきである。
- ・現在の数値目標を踏まえ、さらに、スリム化する計画を立てるべきである。
- ・継続事業が多いので、教育庁と連携を密にして事業を見直すべきである。

(6) 特別会計・企業会計の見直し

- ・事業効率化や経費の徹底した見直しにより、一般会計からの繰入金金をさらに抑制するべきである。

- ・内部留保が多い会計については、借入金の上償還や一般会計への繰出しを実施し、一般会計の財政危機回避に寄与するべきである。
- ・当初目的が薄れたものや、一般会計での取扱が可能な会計については、廃止・休止を検討するべきである。
- ・市町村振興資金については、県財政の逼迫を踏まえ、市町村の理解を得つつ、不交付団体への貸付金の繰上償還や新規貸付の抑制を検討するべきである。

3 歳入確保のための諸方策

(1) 県税徴収率の向上

- ・自主財源の確保、また税の公平性の観点から、全国39位に留まっている県税徴収率を早急に向上させるべきである。
- ・処分前提での厳しい態度での滞納整理や、自動車税対策としてのタイヤロック、捜索による財産調査など、徹底した取り組みを行うべきである。
- ・また、電子納税やコンビニ納税など、納税機会の拡大を図るべきである。
- ・市町村への職員派遣の強化による市町村の滞納整理体制の整備や、個人県民税徴収率による市町村向け県単補助金削減（再掲P10）などにより、全国46位と最下位レベルにある個人県民税徴収率を全力で向上させるべきである。

(2) 県等保有土地の処分促進

① 全般的対策

- ・企業誘致等を積極的に行っていくべきである。（企業誘致については後掲P14）
- ・「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」で、地方自治体は1年以内に新しい指標を公表しなければならないが、保有土地がどの程度本県の将来負担比率を高めるのか、本委員会でできるだけ早く試算を公表するべきである。

（再掲P11）

- ・公益法人に、低価法が義務化になった場合の、3公社の含み損と県負担がどのくらいになるのか、試算・検討を進めるべきである。

② TX沿線の土地（都市計画事業土地区画整理事業特別会計）について

引き合いが好調であり、簿価を上回る価格での処分実績が出ているなど、比較的好調に処分が進んでいるが、多額の県債残高を抱えているため、改革工程表により事業費圧縮、計画的土地処分に取り組むべきである。

③ 茨城県開発公社が受託している公共工業団地について

- ・茨城中央、北浦複合、宮の郷など地価下落により収支が厳しい団地がある。昨年度から行っている金利分の県費負担に加え、県による段階的買戻しを検討するべきである。
- ・しかるべき時期に、簿価を下回る市場価格での分譲について、十分なシミュレーションを行い、損失額の見通しを議会に説明し、処分策について合意形成を図っていくべきである。

④茨城県住宅供給公社について

工程表の目標達成のためにあらゆる手段を講じて販売促進を図るほか、地価下落等により生じた追加損失の処理方策については、議会と十分に調整を図るべきである。(再掲P12)

⑤茨城県土地開発公社について

保有地の多くを占めるひたちなか地区の土地をなるべく有利に売却し、これ以上の債務超過を発生させないように努めるべきである。(再掲P12)

(3) 使用料・手数料の見直し

- ・単価水準の近県比較において本県の単価水準が低いものについては、コスト計算の見直しを行い、適正な水準へ見直すべきである。行政財産等の貸付料減免については、必要性や民間との役割分担の観点から精査するべきである。
- ・県民負担の急激な増加をさけるため、一斉見直しだけではなく、個別的定期的に見直すべきである。
- ・指定管理者制度を導入している施設については、使用料を見直すことで県費負担が軽減できる可能性があるため、この設定について十分に検討するべきである。

(4) 収入未済額の縮減

- ・平成18年度決算では、一般会計、特別会計、企業会計(滞納額)を合わせて約181億円あり、平成19年度予算の県債管理基金からの繰り替え運用額に匹敵するほどの額が存在することから、縮減に全力で取り組むべきである。
- ・具体的には、19年3月に設置された未収債権対策連絡会議の一層の機能強化を図るとともに、法的措置も含めた強硬手段を辞さない態度での回収や、専門的知識ノウハウを有する民間の債権回収会社の活用など検討するべきである。

(5) 各種基金の整理統合と活用

残高僅少な基金や、国費が財源でない基金などについては廃止を含め見直すべきである。また、特定目的のための基金についても、一般会計の財源対策で活用できるよう規定を見直すべきである。

また、基金の整理にあたっては資金運用委員会の場で、全庁的な意見を聞き取りながら進めるべきである。

4 その他財政再建のための諸方策

(1) 企業誘致の促進

- ・本県の好調さが続いているこの時期を逃さず、本県独自の課税免除措置や交通インフラのアピール、間接リースなどの新たな分譲手法の活用などにより、積極的な企業誘致に取り組むべきである。
- ・企業誘致の大型補助金やリート会社への働きかけなども想定した不動産の証券

化など、新たな分譲手法も検討するべきである。

- ・ 県内産業界にも本県の土地保有の現状を伝え、売却の応援団になってもらうべきである。
- ・ 知事及び副知事などによるトップセールスをより一層行っていくべきである。

V 平成20年度予算編成及び行政組織改編に向けて

以上、財政再建のための諸方策を述べてきたが、未曾有の危機に瀕している本県財政を考えると、行財政改革には一刻の猶予も許されない状況である。したがって、この提言については、平成20年度から実施できるものについては、予算編成、組織人員配置の見直し、関係条例等の改正などについて、即時対応されるよう強く求める。

また、20年度から実施できない事項についても、この提言を真摯に受け止め、極力早期に実現されるよう重ねて要望する。

VI 今後の調査にあたって

本委員会はこれまで11回にわたる調査審議を行ってきた。今回の調査分野は非常に幅広く内容も多岐にわたるものであったが、この間懸命の努力により、短期間のうちに一定の改革案を提案してきた県執行部に対しては、その労苦を評価するものである。

本委員会は、最終報告に向け、さらに精力的な活動を継続していくこととなるが、今後は下記の点を中心に調査審議していくこととする。執行部に対しては、形式にとらわれない中身のある改革案を提案されるよう求める。

○中間報告における提言について

- ・ 実施内容の明確化、実施時期の明確化、実施したことによる歳出削減額あるいは歳入確保額の明確化などについてさらに調査していく。
- ・ 特に組織面については、知事部局の本庁組織、教育庁組織、警察組織について、さらに調査していく。

○最終結果報告に向けて

- ・ 最終結果の中には改革の効果額を数字で入れることとする。
- ・ 改革の効果額は、短期と中期に分けて積算、掲載する。県出資団体等調査特別委員会における改革工程表のような、進捗状況がチェックできる枠組みをつくることを検討する。
- ・ これまでの検討の中で未審議の事項についても必要に応じ審議する。

(資料1)

調査にあたった委員

委員長
副委員長
委員

//
//
//
//
//
//
//
//
//
//
//
//
//
//
//
//

石川多聞
西條昌良
高橋勝靖
伊沢勝徳
小田木真代
鈴木木徳穂
鶴岡正彦
山岡武平
飯岡英之
海野之透
長谷川大紋
常井井洋治
桜井井富夫
森田田悦男
長谷川修平
臼井平八郎
足立寛作

(平成19年3月22日～平成19年7月12日)

(資料 2)

調査活動経過

時 期		審 議 事 項 等
1	5月11日(金)	○調査方針, 活動計画の決定 ○本県財政状況等の概況(全般的事項) ○財政状況等の現状と課題 (歳出面, 歳入面, 本県組織の現状と課題)
2	5月24日(木)	○調査項目の選定 ○行政組織の現状・課題と今後の対応 (総括事項, 地方総合事務所, 県税事務所, 保健所, 地域農業改良普及センター, 土地改良事務所)
3	6月11日(月) <定例会中>	○第二期地方分権改革の推進を求める意見書案の検討
4	6月14日(木) <定例会中>	○行政組織の現状・課題と今後の対応 (土木事務所, 審議会・懇談会等) ○歳出面の現状・課題と今後の対応 (本県財政構造の分析, 県単補助金の縮減, IT関連経費の縮減, 公債費負担の抑制)
5	7月4日(水)	○歳出・歳入面の現状・課題と今後の対応 ・人件費の抑制 ・県立病院改革 ・保有土地関係(総括事項, 県住宅供給公社, 県土地開発公社, 県開発公社, 都市計画事業土地区画整理事業特別会計[つくばエクスプレス沿線地区])
6	7月30日(月)	○行政組織の現状・課題と今後の対応 (地方総合事務所, 農業関係出先機関, 審議会・懇談会等) ○歳出・歳入面の現状・課題と今後の対応 (徴収率の状況等, 委託料の見直し, 基金の見直し)
7	9月4日(火)	○行政組織の現状・課題と今後の対応 (地方総合事務所改革, 農業関係出先機関改革, 教育事務所等市町村指導体制の見直し) ○歳出・歳入面の現状・課題と今後の対応 ・特別会計の見直し(総論, 病院事業会計, 競輪事業特別会計, 鹿島臨海工業地帯造成事業特別会計, 水道事業会計, 工業用水道事業会計, 鹿島都市計画下水道事業会計)
8	9月26日(水) <定例会中>	○行政組織の現状・課題と今後の対応 (県税事務所改革, 保健所改革, 土木事務所改革) ○歳出・歳入面の現状・課題と今後の対応 ・特別会計の見直し(物品調達特別会計, 公債管理特別会計, 市町村振興資金特別会計, 中小企業事業資金特別会計, 農業改良資金特別会計, 港湾事業特別会計, 流域下水道事業特別会計)

時 期		審 議 事 項 等
9	10月22日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ○出資団体運営の現状・課題と今後の対応 (総論, 鹿島都市開発(株), (財)茨城県開発公社, 茨城県住宅供給公社, 茨城県土地開発公社, (社福)茨城県社会福祉事業団, (財)茨城県教育財団) ○歳出・歳入面の現状・課題と今後の対応 <ul style="list-style-type: none"> ・徴収率による県単補助金削減 ・平成20年度予算要求についての基本的な方針
	10月25日(木) ～26日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ●県外調査(岡山県) <ul style="list-style-type: none"> ・総合出先機関の再編について ・行財政改革の状況について
	11月5日(月) ～6日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ●県外調査(大阪府・京都府) <ul style="list-style-type: none"> ・決算黒字化への取り組みについて(大阪府) ・税業務共同化の推進について(京都府)
10	11月22日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ○論点整理 ○行政組織の現状・課題と今後の対応 (地方総合事務所改革, 県税事務所改革, 保健所改革, 農業関係出先機関改革, 土木事務所改革)
11	12月14日(金) <定例会中>	<ul style="list-style-type: none"> ○中間報告書案の検討 ○行政組織の現状・課題と今後の対応 (農業関係出先機関改革, 教育事務所等市町村指導体制, 小中学校の規模の適正化) ○歳出・歳入面の現状・課題と今後の対応 <ul style="list-style-type: none"> ・使用料・手数料の見直し ・収入未済額の縮減 ・地方公共団体の財政の健全化に関する法律

(資料3)

第二期地方分権改革の推進を求める意見書

本県財政は、平成16年度からの3年間で一般財源が約1,000億円も減少し、未曾有の財政危機に直面している。

この状況に鑑み、茨城県議会は、今般、財政再建等調査特別委員会を設置し、歳入、歳出、行政組織の全般にわたって、聖域なき行財政改革を断行することとしたところである。

そもそもこの財政危機の主たる原因は、この3年間で本県の税収が約1,000億円増えているにもかかわらず、地方交付税等が約2,000億円も削減されたことにあり、財政力の強い一部の団体を除いては、全国的にも同様の傾向にある。

国と地方の役割分担の明確化と権限・財源の移譲が不十分なままで、一方的に地方一般財源総額を減少させることは、このままであれば、全国的に行われている懸命の財政危機対応を恒常化させ、地方をますます疲弊させることとなる。

先般、地方分権改革推進委員会が、目指すべき改革の方針である「基本的な考え方」をとりまとめたが、今後の改革にあたっては、真に地方分権に資する改革が実現できるよう、下記事項について強く要望する。

記

- 1 地方交付税は地方固有の財源であり、国の裁量に左右されることなく、地方の財源不足に対応した交付税総額を確保すること。なお、後年度に財源措置とした地方債の元利償還金に係る約束分や、大幅な増加が見込まれる社会保障関係費などについても地方財政計画の策定を通じて適正に反映すること。
- 2 「地方にできることは地方が担う」の基本原則が貫徹されるよう、国と地方の役割分担について徹底した見直しを行い、国から地方への権限と財源の移譲を進めるとともに、国の関与・義務づけの廃止・縮小を推進すること。
- 3 地方が担うべき事務と責任に見合うよう、国と地方の税源配分をまずは5：5となるよう地方税源の充実強化を図ること。その際、税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えた地方税体系を構築するとともに、税源偏在の是正のための措置を講じること。
- 4 直轄事業負担金については、直轄事業が全国的視野の下に国家的政策として実施されながら、地方公共団体に対して、維持管理費の負担も含めて個別に財政負担を課すものであり、極めて不合理なものであることから早急に廃止すること。
- 5 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に係る各種基準については、地方の発展可能性を削ぐことのないよう、各自治体の状況等を十分に斟酌したうえで、地方の努力が報われるよう設定すること。

- 6 公債費負担の軽減対策により財政の健全化が図れるよう、高金利地方債の繰上償還制度の拡充等適切な措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年6月22日

茨城県議会議長 飯野 重男

(提出先)

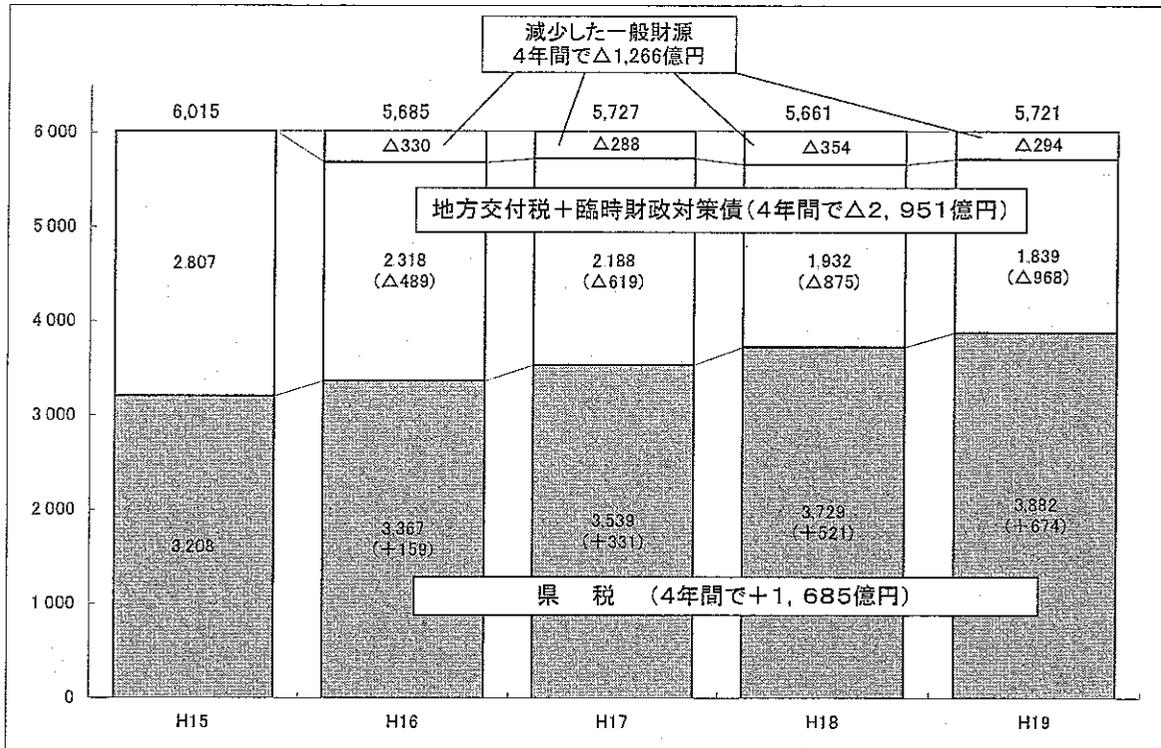
衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
農林水産大臣
国土交通大臣
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

(別紙4)

1 本県財政の概況

○県税・地方交付税等の推移

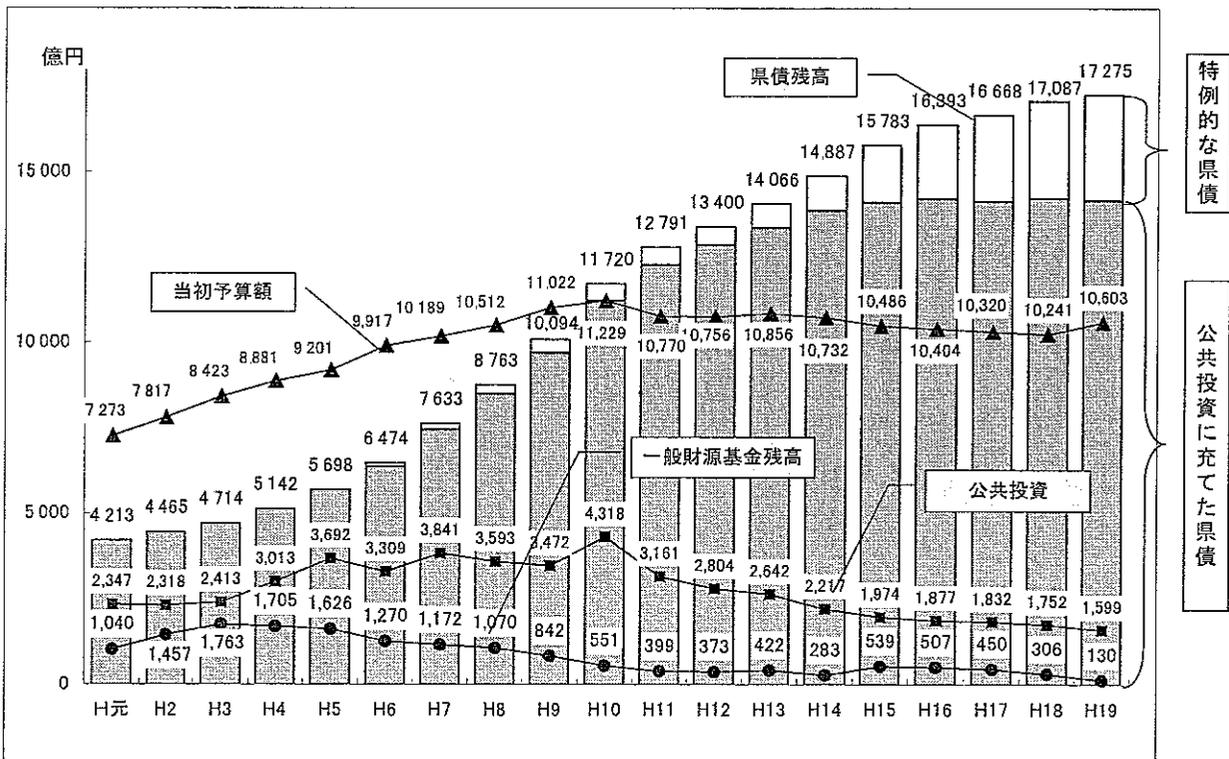
(単位:億円)



(注) 1 H15からH18までは決算額, H19は当初予算(税源移譲分除き)による。
 2 「県税」は地方消費税清算後である。

○県債残高, 一般財源基金残高, 当初予算額及び公共投資の推移

(単位:億円)



(注) 1 「一般財源基金残高」及び「県債残高」は H18までは決算額, H19は当初予算による。
 2 「公共投資」は, H18までは最終予算額, H19は当初予算の額。
 3 「特例的な県債」は 地方交付税の肩代わりや県税の減税による減収の補てんのため発行した臨時財政対策債減税補てん債等である。

(別紙5)

○平成21年度までの財政収支見通し

(単位：億円)

区 分		平成19年度	平成20年度	平成21年度
歳入	県税等	4,730	4,850	4,960
	地方交付税	1,570	1,490	1,420
	臨時財政対策債	269	240	220
	地方譲与税等	91	90	90
	国庫支出金	1,073	1,070	1,070
	県債(臨時財政対策債)	811	800	800
	その他歳入	2,059	1,610	1,560
	計 (A)	10,603	10,150	10,120
歳出	人件費	3,381	3,500	3,510
	扶助費	187	190	200
	公債費	1,374	1,380	1,300
	投資的経費	1,603	1,600	1,580
	補助費等	2,367	2,390	2,410
	その他歳出	1,691	1,640	1,570
	計 (B)	10,603	10,700	10,570
財源不足額 (A-B)		(△600)	△550	△450

○財源確保の目標額

(一般財源ベース) (単位：億円)

区 分		平成19年度	平成20年度	平成21年度
歳出改革	人件費の抑制	119	126	85
	公共投資の縮減・重点化	17	17	34
	事務事業の再構築	50	78	152
	企業会計・特別会計の見直し	10	5	10
小 計 A		196	226	281
歳入確保	自主財源の確保	16	24	19
	特別会計等資金の活用等	31	-	-
	一般財源基金の取崩し	177	50	-
小 計 B		224	74	19
財源確保額 A+B C		420	300	300
目標額に対する不足額		180	250	150

(注)平成19,20年度の給与カット105億円は「人件費の抑制」に含む。

※県債管理基金からの繰替運用の状況

基金残高	H⑦	257億円	うち繰替運用額	45億円(3月補正で解消)
	H⑧	259億円	〃	145億円(〃)
	H⑨	347億円	〃	180億円

(別紙6)

